

第7回

倶知安町景観計画・緑の基本計画検討会議

参考資料

令和3年7月26日

目 次

参考資料1-1

「景観計画 他市町村との比較」…………… |

参考資料1-2

「景観計画を支える資源の指定方針や整備に関する事項」…………… 4

参考資料2-1

「景観とつながる教育」…………… | 2

参考資料3-1

「倶知安町の公園・緑地を取り巻く現状と課題整理」…………… | 6

景観計画 他町村との比較					
参考資料1－1					
(参考)					
	北海道 (羊蹄山麓広域景観形成推進地域)	上富良野町	黒松内	美瑛町	東川町
基本理念・将来像	(広域景観づくりの目標) 1.私たちは、日々の暮らしに、潤いと豊かさをもたらしてくれるような、美しい郷土をめざします。 2.私たちは、「食」と「観光」を中心に、農業をはじめとする地域のさまざまな産業がより元気になることをめざします。 3.私たちは、住民同士が交流を深め、協力して活気に満ちたふるさとづくりをめざします。	十勝岳連峰を望むおおらかな景観づくり	自然にやさしく・人にやすらぎの田舎 ブナ北限の里づくりをめざして	(景観形成の目標) 【山岳景観区域】 ほぼすべてが国有林又は保安林となっており、既に伐採や開発に制限がかけられています。また美瑛町の象徴的な景観要素(ランドマーク)として町内の様々な場所から望むことができる十勝岳連峰は、大雪山国立公園としても保護されています。この区域の豊かな自然環境は、今後も保全していく必要があります。 【丘のまち景観区域】 起伏に富む波状丘陵の上に直線的な区画割りを行い、人が沢に暮らすことを基本としながら、沢の平坦地を水田、丘を畑として耕すという土地利用によって成り立つ特性を持っています。それが、丘や沢の美しい農村景観として顕著に現れており、今後もその個性を伸ばす形で景観形成を図る必要があります。 また美瑛市街地はこれまで、日本の他都市と同様に、都市計画の用途地域や土地区画整理事業などの施策による高密度市街地化が進められ、町内の他の農村地域と一線を画して考えられてきました。しかし、美瑛市街地は丘のまち景観区域の中心として、一般的な市街地化ではない上記特性を生かした市街地形成を図ることが可能です。こうした考え方に基づき、美瑛市街地については開拓の歴史を背景に持つ沢の一部として、都市の利便性と農村の豊かな環境とが一体となった他には見られない魅力的、個性的な景観形成を目指します。	人と自然がおりなす輝きの大地ひがしかわ
景観形成の方針	(1) 一体性と連続性のある広域景観づくり 全道各地における自然景観、田園景観、沿道・沿線景観及び市街地景観の特色に配慮しながら、景観計画区域におけるこれらの景観が、広域的なまとまりのなかで、連続性を保ちながら一体となって、本道の雄大な大地と澄んだ青空にふさわしい美しい景観を形成することができるような景観づくりをすすめる。 (2) 戦略的な活用を図るための景観資源の整備 北の大地の豊かな自然や、北国における人々の日々の暮らしと地域の資源を活かした農業などの産業の反映である本道の美しい景観は、まちづくりや観光などの地域の産業にとって重要な資源である。景観計画区域における景観資源が、持続可能な地域づくりに資することを目的として、その価値を高め、まちづくりや産業の振興に有効に活用されるよう、必要な整備が図られるように努める。 (3) 協働による多様な景観づくり 広域性と並ぶ本道の景観特性である多様性を活かし、景観づくりに主体的に取り組む道民や市町村、事業者などと協働しながら、風土や歴史、文化を大切にした多様な景観づくりをすすめる。 (4) 景観の総合的な質を高めるための景観づくり 景観づくりは、持続的かつ総合的に取り組むことが必要であることから、景観を阻害する建築物や工作物等について必要な規制をすることなどにより、景観計画区域における良好な景観を保全し、景観の総合的な質の向上を図る。	【街道景観】 ・十勝岳連峰または芦別岳への眺望の保全(中・遠景) ・眺望に配慮した沿道景観づくり(近景) ・おもてなしの高い視点場の整備(視点) 【丘陵・田園景観】 ・十勝連峰または芦別岳への眺望の保全(中・遠景) ・農地・緑地の保全 ・農業と連携した視点場整備(視点) 【市街地景観】 ・観光イメージを大事にしたまちづくり ・暮らしが絵になるまちづくり ・暮らしが絵になるまちづくり 【山岳景観】 ・手つかずの自然を保全(遠景) ・人工物は脇役に徹する(近景) ・自然を身近に感じる演出(観光)	1 ふるさと黒松内の自然を守り・育み・活用します。 先人たちが守ってきた黒松内固有の自然。歌オブナ林をはじめとする広葉樹と朱太川のせせらぎは、四季折々の風景を私たちに与えてくれます。この自然を守り、育み、自然体験や環境学習などへ活用します。 2 ふるさと黒松内の農業を守り・育て・活用します。 農業の生業がもたらす牧歌的風景は、農産物を安定的に生産する場としての役割に加え、動物や植物が成長するよるこびの場としても機能しています。この農業を守り、育て、地域ブランドの確立や食育などへ活用します。 3 人々の生活が溶け込みます。 地域の人々が、優れた景観の中で暮らしていることの価値を理解し、自分に何ができるかを考える必要があります。人々の生活に欠かせない衣・食・住にこだわりを持ち、落着きがあり統一感のある景観を創造します。 4 スローな視点から景観を育んでいきます。 歩くスピードでは普段見えないものが見えてきます。見たいものしかない景観。スローな視点でも満足できる景観を、じっくり時間を掛け育んでいきます。 5 妥協しない景観づくりに取組んでいきます。 見たいものしかない黒松内町をつくり上げるため、黒松内町を愛する人々が互いに協力し合い、あらゆる手を借り、あらゆる手を差し伸べ、あらゆる手を尽くし、妥協しない景観づくりに取組んでいきます。	【山岳景観区域】 山岳景観区域は、自然環境を保全することを目標とした区域です。その大半において自然公園法や森林法などにより、自然環境の保護や森林の保全を目的とした開発規制が既に行われています。したがって、一定の基準を満たせば開発を許容してしまうような「景観形成基準」は設けません。ただし、白金温泉やビルケの森などの既に開発が進行している地域に関しては、今後の開発状況に応じて景観育成区域として区域設定を行い、別途景観形成の方針を定めます。 【丘のまち景観地域】 丘と沢とで構成される起伏に富んだ地形と、その地形に適した宅地・農地・樹林地などの土地利用が展開していることが丘のまちの景観特性となっています。景観形成基準を定めることにより、景観特性を生かした景観形成を推進します。	子どもからお年寄りまで全ての町民や事業者が良好なコミュニティのもとで一丸となって美しい東川の景観づくりに取り組むため、町全域における基本方針を次のとおり定めま す。 1) 生態系 に配慮し、大雪山の山並みを背景に美しい田畑が広がる東川町固有の景観の保全及び形成を図る。 2) 平地や里山地区の農地・山林・河川など総合的な景観や環境の保全を図る。 3) 歴史や文化を尊重し個性と風情のある景観をつくる。 4) 写真の町・大雪山の伏流水の町 に相応しい環境と景観に配慮したまちづくりを図る。 5) 開発行為や建築物の景観・環境への配慮など規制や誘導を行う。 6) 建築物の建築に際しては、東川風住宅設計指針を尊重する。 7) 環境や景観教育に力を入れ、 町民参加のもとに生活風景や生物の多様性・固有性
大切にしている景観要素	・自然 ・人々の日々の暮らし ・地域資源を生かした農表などの産業 ・風土、歴史、文化	・遠景：自然景観(十勝岳連峰や芦別岳、東西の丘陵地、十勝岳山麓の森林) ・中景：農業景観(平地部での水田を中心とした農業景観、 丘陵部での畑作を中心とした農業景観、 防風林や雑木林) ・近景：歴史文化の景観(直線的に伸びる道路、 北国特有の建築、開拓の歴史)	・自然(黒松内岳、北限のブナ林、朱太川等の河川、動植物) ・農業景観、牧歌的風景(牧草地、牛舎、馬鈴しょ畑、防風林、雑木林、小川等) ・人々の生活	・自然(十勝岳連峰、波状丘陵、沢) ・農業景観(波状丘陵の上に、格子状の直線的な区画割り、防風林、樹林地) ・市街地景観(沢沿いを開拓した歴史)	・自然(大雪山、水、森林) ・農地・山林・河川など総合的な景観 ・歴史 ・写真のまち ・教育、町民参加による景観づくり

1. 届出の対象となる行為【市町村事例】

①建築物		北海道 （羊蹄山麓広域景観形成推進地域）	上富良野町	黒松内町	美瑛町	東川町
新築・移転	高さ	10m ※	10m	3m	10m（又は地上3階建て以上）※	3m
	延べ面積	1000㎡ ※	1000㎡(建築面積)	10㎡(建築面積)	1000㎡※	50㎡
増築・改築	高さ	10m ※	10m	3m	10m（又は地上3階建て以上）※	3m
	延べ面積	1000㎡ ※	1000㎡(建築面積)	10㎡(建築面積)	1000㎡※	50㎡
外観の修繕、変更	高さ	10m ※	10m	3m	10m（又は地上3階建て以上）※	3m
	延べ面積	1000㎡ ※	1000㎡(建築面積)	10㎡(建築面積)	1000㎡※	50㎡
	一壁面の割合	2分の1を超えるもの（鉛直投影面積）	2分の1を超えるもの	-	-	高さ3m、または50㎡を超えるもの
	その他	-	-	-	・以下の軽易な行為についても届出対象→建築物の建築等 延べ床面積175 ㎡以上かつ高さ5m以上／景観育成区域内 新築、増築、改築若、移転、外観を変更する修繕・模様替え・色彩の変更	-

※近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物は、高さ 13m又は延べ面積 2,000㎡以上

※用途地域は、高さ 15m以上かつ地上3 階建て以上又は延べ面積が 2,000㎡以上

②工作物		北海道 （広域景観形成推進地域）	上富良野町	黒松内	美瑛町	東川町
新設・移設・増設・改築	柵、塀、擁壁	高さ5m以上	高さ3m以上	高さ1m以上	高さ5m以上	高さ1.2mかつ長さ10mを超えるもの （擁壁は高さ3mを超えるもの）
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	高さ10m以上 ※	高さ10m又は築造面積1000㎡を超えるもの	高さ4m以上又は築造面積100㎡以上	-	高さ13m以上
	風力発電設備				-	-
	煙突その他これに類するもの				高さ10m以上	高さ13m以上
	物見塔その他これに類するもの	高さ10m以上 ※			高さ10m以上	高さ5m以上
	彫刻、記念碑等	高さ10m又は築造面積1000㎡を超えるもの			-	-
	自動車車庫等の用に供する立体施設				-	-
	アスファルトプラント等製造施設				-	-
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設				-	-
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等				-	-
	太陽電池発電設備	高さ5m以上又は建造面積1000㎡			高さ10m以上又は建造面積1000㎡※	-
	その他	-	-	-	・景観形成の目標達成に影響を及ぼす行為であって町長が指定し、告示したもの ・以下の軽易な行為についても届出対象→工作物の建設等 高さ5m以上／屋外広告物の設置片面表示面積2㎡以上又は高さ5m以上	街路灯、照明塔 高さ5m以上／製造施設、貯蔵施設 高さ10m又は築造面積が200㎡以上／）橋梁、索道、高架道路等 長さ 20m以上
外観の修繕、変更	高さ	上記の規模を超える工作物	上記の種類及び規模を超える工作物	上記の規模を超える工作物	10m	-
	延べ面積				1000㎡	-
	一壁面の割合	2分の1を超えるもの	2分の1を超えるもの	-	-	-

※建築物と一体の場合、高さ 5m、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m

※用途地域は、13m 以上又は築造面積 1000 ㎡以上

③開発行為		北海道 （広域景観形成推進地域）	上富良野町	黒松内	美瑛町	東川町
開発行為		面積5000㎡、法面、擁壁の高さ5m以上	3000㎡超	1000㎡以上	面積が1000㎡以上かつ切土、盛土、切盛土で高さ 2m以上※	面積1000㎡以上

④その他		北海道 （広域景観形成推進地域）	上富良野町	黒松内	美瑛町	東川町
樹木の伐採		-	-	面積50㎡以上	面積5,000㎡以上かつ森林経営計画に基づかないもの	面積50㎡以上
土石等の堆積		-	堆積物の高さ3mかつ土地面積3000㎡以上	高さ3m以上又は面積100㎡以上、期間90日以上	-	堆積物の高さ3m以上、面積200㎡以上、期間30日以上
その他		-	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路若しくは空中線系等 高さ10m以上	-	・急傾斜地での土地の造成 平均斜度 30 度以上かつ傾斜直高10m以上 ・以下の軽易な行為についても届出対象→森林の伐採 面積100㎡で森林経営計画に基づかないもの／土砂の堆積等 100 ㎡以上又は堆積高さが3m以上、かつ期間60 日	-

※用途地は、面積 3000㎡以上かつ切土、盛土、切盛土で高さ 2m以上

景観形成基準（行為の制限・配慮事項）比較						
		北海道 （羊蹄山麓広域景観形成推進地域）	上富良野	黒松内	美瑛	東川
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮 ・羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮	〈建築物〉 ・良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮 ・市街地では、周辺建物と合わせた壁面配置を基本とする ・郊外部では道路に面した配置を避け、前庭・アプローチ路を設けることを基本 〈工作物〉 ・道路に面した配置を避け、不可能な場合には前面に植栽を行う	（１）地域の周辺環境と町並みの連続性に配慮し、道路・隣地との距離を確保して敷地に対してゆとりある配置にするとともに、緑化を行なう。 （２）道路や隣地の境界から、２m以上後退距離をとる。（付属建物１m以上）	・景観特性に配慮し、周辺環境と調和した配置とする	〈建築物〉 ・地域の周辺環境とのまち並みの連続性に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆとりある配置
	規模・高さ	・地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮 ・羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮 ・羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮	・15m以下（塔屋、給水塔などの付属物含む）	〈建築物〉 ・その他の区域　10m以下 〈高さ4m以上又は100㎡以上の車庫等の立体的な工作物〉 ・原則13m以下とするが、機能上やむを得ない場合は、その都度町と協議する。 〈その他の工作物〉 ・原則13m以下とするが、機能上やむを得ない場合は、その都度町と協議する。	・山の稜線や丘陵地の連続性を分断しない高さとする ・丘陵地などの見通しの良い場所に関しては、原則、低層とする。農業施設など建物本来の用途・目的・機能上の理由がある場合、かつ周辺景観と調和すると認められるものに関しては、原則によらない ・景観特性に配慮し、周辺環境と調和した規模とする	〈建築物〉 ・それ以外（エリアごとの基準本記載されたエリア以外）の区域は10m （工作物） ・門、塀、柵などは高さ1.2m以下 ・鉄柱、木柱、煙突などは13m以下
	色彩	・四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しない ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮	・周辺と調和する目立たない色彩 ・彩度は7以下	〈建築物〉 ○屋根 ・色数は1色に統一し、色彩は別に定める指定職とする。なお、素材の関係上、指定職以外の色を用いる場合は、指定色の類似色とし、その都度町と協議する。 ○外壁 ・色数はできる限り少なくし、色彩は別に定める指定色とする。なお、素材の関係上、指定色以外の色を用いる場合は、指定色の類似色とし、その都度町と協議する。ただし、レンガや木などの天然素材及びコンクリートを外壁に用いる場合は、特例として認めるが、ステンレス等の金属類は、その都度町と協議する。 〈工作物（さく・塀・擁壁・その他これらに類するもの）〉 ・建築物と一体となるさく・塀・擁壁は～建築物と調和した色彩を用いるよう配慮する。 ・土石・廃棄物・再生資源等の堆積に要するさく・塀・擁壁を設ける場合は、～色彩は原色を避け、周囲と調和した色を採用する。なお、表面に看板を設ける場合は、～、色彩に配慮する。 〈高さ4m以上又は100㎡以上の車庫等の立体的な工作物〉 ○屋根 ・建築物　屋根　と同じ ○外壁 ・建築物　外壁　と同じ 〈その他の工作物〉 ○外壁 ・原色を避け、周囲と調和した色と知る。ただし、レンガや木などの天然素材を外観に用いる場合は、特例として認めるが、ステンレス等の金属類は、その都度町と協議する。	・周辺景観と調和した色彩とし、原色は使用せず、彩度は 7 以下とする	〈建築物〉 ○屋根 ・周囲と調和する色彩（こげ茶・濃紺・濃緑）を用い、原色等は 用いない。 ○外壁 ・素材の地色を尊重し、原色を用いない。着色の場合はベージュ・グレー・クリーム・茶が原則 ・色数はできる限り少なくするとともに、際立つ色彩は用いらない ・壁材は自然を感じさせる素材が望ましく、模倣建材は極力用いらない （工作物） ・道路交通法等の他法令に基準のある場合を除き、原色及び周辺環境から突出した色彩を用いらない ・素材の地色を尊重し、原色を用いらない。柱、鉄柱、木柱に着色する場合はこげ茶を基本とする
	形態・意匠	・羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮 ・全体としてまとまりのある形態意匠とする ・建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をする	・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠をおこなう ・付帯設備は可能な限り目立たない位置へ設置、または目隠しを設置 〈工作物〉 ・建築物本体とのデザインの調和を図る ・擁壁などは威圧感を軽減する工夫をおこなう		〈意匠〉 ・奇抜な形態、意匠は避ける。 ・「事例集」を参考にした、質の高いものとする ・眺望を阻害するような広告物は設けません ・夜間照明は、必要以上に華美なもの避ける 〈広告物〉 ・周辺環境と調和がとれた形状・意匠・材質・色彩とし、表示面積及び掲出数は必要最小限とする ・イベントなどの臨時的な設置を除き、過度な看板やのぼり等は配置しないようにする ・眺望を阻害する広告物は設けない ・夜間照明は、必要以上に華美なもの避ける	〈建築物〉 ○屋根 ・建築面積200㎡以下の建物は原則勾配屋根（勾配 5/10 10/10 ）とし、極力前面道路に対して妻側または小屋根が正面を向くように配置 ・周囲と調和する形態と素材を用いる ○外壁 ・まち並みの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和するデザインとする。 ・壁材は自然を感じさせる素材が望ましく、模倣建材は極力用いらない。 （工作物） ・擁壁は、威圧感、恐怖感を排除するため、緑化や素材・形態の工夫を行う ・案内サインはわかりやすく、統一したデザインを用いる
	敷地外構・緑化修景	・敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行う ・特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮 ・敷地内の既存の樹木は可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮 ・堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮	・敷地内は周辺環境との調和に配慮 ・道路などの公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行う ・現存樹木は出来るだけ保存 ・堆雪スペースは時期外の周辺景観との調和にも配慮		・大規模建築物は周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を軽減するため、道路などの望みえる方向の敷地境界線からできるだけ後退させ、樹林地の保全や植栽等による緑化に努めます。緑化の際には、周辺景観と調和した樹種の構成や配置とします （敷地） ・緑豊かな景観になるよう努める。 ・植樹や、生け垣を施す場合には、周辺景観と調和する。 ・駐車スペースは特に周辺景観に配慮し、必要最小限とするなどの工夫をする。 ・周辺景観と調和させるために必要な場合は、道路と駐車スペースの間に緩衝帯を設け、既存樹林地の保全や樹林帯を設ける。 （塀など） ・景観特性に配慮し、必要に応じて設置する。 ・圧迫感を与えない高さとする。	〈建築物〉 ・地域の周辺環境とのまち並みの連続性に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆとりある配置とし、植栽等による緑化を行う （工作物） ・駐車場、貯蔵施設等は、外周部に統一したデザインを用いる
開発行為等／土石の採取・変更、鉱物の採掘／土地の形		〈位置・配置〉 ・地域の特性や周辺景観との調和に配慮 ・羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮 〈規模〉 ・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とする ・地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模 〈形状・緑化〉 ・周辺景観との調和に配慮した形状 ・開発区域内の河川や水辺、表土や植生等は可能な限り保全し、活用する ・既存樹木はできる限り保存または移植する ・やむを得ず伐採する場合は補植や緑化に努めること。 ・巨大なり面が生じないように配慮する ・擁壁の壁面の緑化、前面の植栽や修景措置等を行う	〈位置・配置〉 ・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した配置 ・地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した配置 〈規模〉 ・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とする 〈形状・緑化〉 ・周辺景観との調和に配慮した形状 ・開発区域内の河川や水辺、表土や植生等は可能な限り保全し、活用する ・既存樹木はできる限り保存または移植する ・やむを得ず伐採する場合は補植や緑化に努めること。 ・巨大なり面が生じないように配慮する ・擁壁の壁面の緑化、前面の植栽や修景措置等を行う	〈土地の形質変更〉 ・できる限りがけを作らない様工夫し、緑化を行う。なお、がけが要害の場合は壁面を周囲と調和する色彩とし、法面の場合は緑化を行う。	〈土地の形質の変更〉 ・自然の地形形状に沿うものとし、できる限り造成等に係る切土及び盛土の量を少なくする。 ・法面が発生する場合は、緑化などを行い景観と調和させる。 ・美瑛町の宅地の立地特性を尊重し、沢などの低地部での変更を推奨。 ・丘陵地で宅地造成を行う場合は、周辺農地の経営や、周辺景観及び眺望景観に充分配慮したものとし、樹林地の保全や植栽等による緑化を行う。 ・緑化の際には、周辺景観と調和した樹種の構成や配置とする。	〈形状・緑化〉 ・面積が1000㎡以上の土地の形質の変更で、法面・擁壁が生じる場合は、その規模が最小限となるよう工夫し、法面緑化など周辺景観に配慮する
屋外における他物件の堆積		—	・屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場その他の物件の集積、堆積、貯蔵は出来るだけ止め、やむを得ない場合は、原則高さ3m以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景に努める ・電気供給のための電線等については景観に支障を及ぼさないよう配慮する。	・原則、高さ3m以下、面積1,000㎡以下とし、周辺の緑化を行う。ただしやむを得ない場合は、その都度町と協議する。	・土石、資材（廃車も含む）、その他の物件の堆積は、できる限り目立たない位置で行う。 ・堆積が常に行われる場合は、緑化等による修景に努める。	・屋外の物の集積、堆積、貯蔵は原則高さ4m以下、面積1000㎡以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う
目そのない（へ）ま記ら項		—		〈樹木の伐採〉 ・公有林・地域森林計画対象民有林以外で、敷地面積50㎡以上の樹林及び並木は保存することとし、伐採の目的がやむを得ない場合は、その都度町と協議する。		〈木材の伐採〉 ・地域森林計画対象民有林以外の既存樹林地及び並木で50 ㎡以上のものを保存する。

■景観重要樹木とは

- ・ 景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するもの
- ・ 指定基準は景観法施行規則第十一条（国土交通省令）及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令においてその指定基準を定めているが、細かな指定基準は各自治体の裁量にゆだねられている。

景観重要樹木の指定のポイント

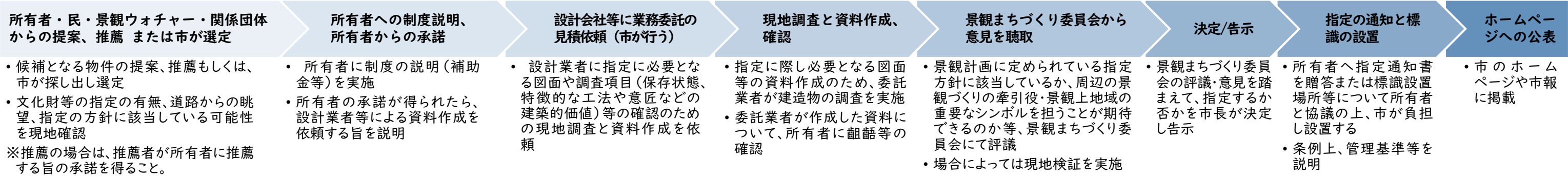
- ・ 地域の景観にとって重要なものであれば指定可能なことが特徴である。
- ・ 国土交通省で定める基準としては「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」とあるが、必ずしも特出した樹木の大きさや、遺伝的、生物学的、歴史的、文化的な価値が問われるものではない。
- ・ 樹木の姿が地域の特色づけるシンボルとなっていて、誰でも容易に見ることのできる樹木や、住民等にとって親しみや愛着の深い樹木が対象となる。（所有者その他の限定された者のみしか、通常見ることができない樹木を指定することは不適切となる）
- ・ 地域のランドマークとなる巨樹やほかの地域には自生していない希少な樹種、地域の特産となる果樹など、歴史的価値や文化的価値の低い樹木であっても指定可能である。

■景観重要樹木の指定のメリット

- ・ 景観重要樹木に指定されると、景観行政団体は樹木の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたり、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるので、むやみに伐採や移植等が行われることを防ぐことができるようになる。

メリットを受ける対象者	内容
樹木所有者	（所有者と管理協定を結んだ上で） ・ 景観行政団体または景観整備機構と管理協定を結ぶことで管理代行してもらうことができ、経済的な負担を軽減することができる。 ・ 適切な管理方法の基準が定められているため、当該樹木のより適切な保全が図られる ・ 現状変更等が規制されたことにより損失を受けた場合は、その損失が補償される。 ・ 申請により景観形成総合支援事業等の補助を得ることができる。
景観行政団体・景観整備機構	（所有者と管理協定を結んだ上で） ・ 当該樹木の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたり、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるので、むやみやたらに伐採や移植などが行われるのを防ぐことができる。 ・ 管理方法の改善や必要な措置を勧告することができ、地域の景観にとって重要となる当該樹木を良好な状態で適切に保全していくことができる。
住民・事業者	・ 地域を代表する景観が、自由に改変されず、良好な状態で保全される。 ・ 住民自らの手で地域のより良い景観の維持・増進を図るため当該樹木に対して自主的な規制を行うことができる。 ・ 良好な景観により地域が活性化する ・ 景観重要樹木であることを示す標識が設置され、地域のシンボルをPRできる。

■指定の流れ（出典：山口県岩国市）



■指定方針の事例

指定方針・選定の視点			
静岡県富士市	道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。 ■選定の視点 ① 樹高や樹形が、市域及び地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木 ② 街角やアイストップに位置するなど、市域及び地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木 ③ 市域及び地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木		
	■イチヨウ 静岡県指定天然記念物。推定樹齢600年以上。樹勢は旺盛で、枝葉が良く茂っている。 樹形も雄大で美しく、大きな乳状下垂も多い。地域のシンボルであり、景観上重要な樹木である。 	■エノキ 旧東海道の曲がり角に位置し、市民や旧東海道を散策する人々の目印となっている。 間の宿岩淵の歴史、文化を象徴する貴重な樹木である。 	■マツ 広重の東海道五十三次の浮世絵で有名な「吉原・左富士」に残る老松。太い幹が歴史を感じさせる。往時の旧東海道左富士の松並木の風景をしのばせる貴重な樹木である。 
山形県米沢市	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、次の基準に該当し、道路等公共の場所から容易に見ることができるものを「景観重要樹木」として指定します。 ■選定の視点 ① 樹木の育成環境が良好であること又は育成環境の整備計画が明確かつ当該計画の実施が確実であること。 ② 樹木の近傍に視覚的な障害物がないこと。 ③ 樹齢 50 年以上であること。 ④ 樹木が伝承又は風俗習慣と結びついて当該樹木が所在する地域において 伝統的又は文化的意義を有すること。 ⑤ 当該樹木が愛称を有すること。		
	■万歳の松 （樹種：赤松、樹齢：約200年）  樹高13m、枝張り約20mの赤松は、均整がとれ、同時に威厳を備えた樹容を呈し、その近景は、空を背景に、あるいは、早坂山を背景に印象的な姿を見せている。 明治天皇の御巡幸を記念して植樹された歴史的な背景とともに風格を備えた松である。		
奈良県橿原市	景観重要樹木の制度は、良好な景観の形成に資する樹木を指定するものであり、歴史的・文化的意義や特徴的な樹容を有し、以下のいずれかに該当する樹木に対して指定することができるものとする。 ■選定の視点 ① 歴史的な集落・街道の景観を構成する樹木 ② 中心市街地・公共施設周辺等の公共性の高い場所において景観的重要性の高いもの ③ 地域に広く愛されている樹木（地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われているもの）		
	■エノキ 当該樹木は、今井町の玄関口とも言える飛鳥川に架かる蘇武橋の直前に位置し、今井町のモニュメント的な要素を有しており、今井町の歴史的景観の一部を構成している。  また、視認性にも優れ公共の場である道路上の遠くの位置からも捉えることができ、地域のランドマークとしての役割も果たしている。	■カイヅツギ 当該樹木は、今井町の玄関口とも言える飛鳥川に架かる蘇武橋の直前に位置し、今井町のモニュメント的な要素を有しており、今井町の歴史的景観の一部を構成している。  また、視認性にも優れ公共の場である道路上の遠くの位置からも捉えることができ、地域のランドマークとしての役割も果たしている。	

■景観重要建造物とは

- 景観法に基づき、良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更等により地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように指定するもの。
- 指定基準は景観法施行規則第十一条（国土交通省令）及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令においてその指定基準を定めているが、細かな指定基準は各自治体の裁量にゆだねられている。

景観重要建造物の指定のポイント

- 地域の良好な景観の形成に重要なものであり、その地域の自然、歴史、文化などからみて、景観上の特徴がある建造物（※建造物又は樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではない（運用指針より））
- 比較的新しい建造物でも、地域で親しまれ、愛着を持たれているものは対象となる。
- 道路などの公共の場所から誰もが容易に眺め見ることができる建造物であることが条件となる（所有者その他の限定された者のみしか、通常見ることができない建造物を指定することは不適切となる）。
- 対象建造物を活用した、地域の活性化等に資するイベント等が見込めるものも対象とする（朝霞市HPより）

■景観重要樹建造物の指定のメリット

- 景観重要建造物に指定されると、景観行政団体は建造物の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたり、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるので、むやみに改築や解体等が行われることを防ぐことができるようになる。

メリットを受ける対象者	内容
所有者	・景観行政団体または景観整備機構と管理協定を結ぶことで管理代行してもらうことができ、経済的な負担を軽減することができる。 ・適切な管理方法の基準が定められているため、当該建造物のより適切な保全が図られる ・現状変更等が規制されたことにより損失を受けた場合は、その損失が補償される。 ・申請により景観形成総合支援事業等の補助を得ることができる。
景観行政団体 景観整備機構 （管理者）	（所有者と管理協定を結んだ上で） ・当該建造物の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたり、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるので、むやみやたらに改築や解体等が行われるのを防ぐことができる。 ・管理方法の改善や必要な措置を勧告することができ、地域の景観にとって重要となる当該建造物を良好な状態で適切に保全していくことができる。
所有者 景観行政団体 景観整備機構 （管理者）	・景観重要建造物である建築物のうち、良好な景観の保全を図るため保存すべきものについては、市町村は、景観法による現状変更の規制等の施行のため必要と認める場合には、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法の外観に影響を及ぼす制限の全部又は一部を適用せず、又はその制限を緩和することができることとなっている。建築基準法の特例措置を受けることができる。
住民・事業者	・地域を代表する景観が、自由に改変されず、良好な状態で保全される。 ・住民自らの手で地域のより良い景観の維持・増進を図るため当該建造物対して自主的な規制を行うことができる。 ・良好な景観により地域が活性化する ・景観重要建造物であることを示す標識が設置され、地域のシンボルをPRできる。

■指定方針の事例

	指定方針・選定の視点
	町民や黒松内に訪れる方々に親しまれている建造物で、道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができ、次に示す項目に該当する建造物については、所有者の意見を聞いた上で、景観重要建造物として指定します。 ■選定の視点 1. 牧歌的風景や自然景観に溶け込み、地域のシンボリックな存在となっているもの 2. 優れたデザインからなり、景観の重要性が高いもの 3. 地域の自然、歴史、文化、生活などの視点から、その特性が地域を象徴するもの ※ 黒松内町文化財保護条例第4条の規定により指定された建造物については、景観重要建造物の指定対象から除く
黒松内町	 ●ミニビジターセンター  ●黒松内温泉 ぶなの森  ●特産物販売施設トワ・ヴェールⅡ  ●特産物手作り加工センタートワ・ヴェール  ●ブナセンター  ●歌才自然の家
青森県弘前市	これまで、学術上特に価値の高い建造物は、文化財保護法や、県や市の文化財保護条例により、文化財として保全の措置が講じられてきました。また、市では、「弘前市趣のある建物」指定制度を創設し、文化財には指定されていないものの、弘前市の風情を醸し出している古い建物の保全と活用に努めてきました。 景観法に基づく景観重要建造物制度は、学術的に価値の高い建造物に限らず、景観上の特徴を有する建造物を広く指定することができます。 そこで、景観重要建造物については、文化財や「弘前市趣のある建物」などの登録・指定状況や、所有者の意向を踏まえ、景観上、地域のシンボルとなる建造物を指定していきます。 (1)景観重要建造物の指定の方針 景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から、誰もが容易に見ることができて、地域の良好な景観づくりに寄与している建造物のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを指定することとします。 ・地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけているもの ・歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有しているもの ・市民に親しまれ、愛され、誇りとなっているもの  ●石場旅館  ●木村産業研究所  ●旧制弘前高等学校外国人教師館  ●三上ビル(旧弘前無尽社屋)  ●旧藤田家別邸  ●翠明荘(旧高谷家別邸)  ●旧第八師団長官舎(弘前市長公舎)  ●青森県立弘前中央高等学校講堂  ●弘前市庁舎  ●弘前市民会館  ●弘前市立博物館  ●弘前市緑の相談所  ●弘前市斎場  ●旧町田家住宅  ●開雲堂

■景観重要建造物管理の基準（北海道景観条例より）

- 北海道景観条例では、下記のように管理基準を設けている。
- また、景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹の撤去についても定めている自治体もある。

- (1)景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2)消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3)景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4)前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

■景観重要公共施設とは

- 道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素であり、景観法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観行政団体が、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができるとしている。

※景観重要公共施設の「整備に関する事項」「占用等の許可の基準」とは

- 整備に関する事項:当該景観重要公共施設の整備に当たって、景観上配慮すべき事項について定めるもの
- 占用等の許可の基準:当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるもの

【占用等の許可の基準の例】



地域の景観と一体となった舗装、ガードレール、街路樹等の整備（オーソレコート大崎（東京都品川区））

地域の景観骨格として、自然景観に調和した河川整備（鴨川（京都府京都市））

歴史的なまちなみに配慮した電柱地中化（花見小路（京都府京都市））

【北海道景観計画が定める景観重要公共施設の整備に関する事項】

景観重要公共施設としての位置づけに当たっての考え方

法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設のうち、特に、本道における景観の重要な部分を占める道路、河川等の公共施設は、広域性を有しているため、一体性と連続性のある広域景観づくりをすすめる観点から、その整備を図ることが重要である。また、その範囲、整備のあり方等については、当該地域における景観づくりの指針、方針等に即して、関係法令に基づき当該公共施設管理者との十分な協議・調整を経て定める必要がある。

以上のことから、同号ロに規定する景観重要公共施設については、当分の間、広域景観形成推進地域において、特に当該地域の良好な景観を形成する上で重要な公共施設を位置付けるものとする。

■景観重要公共施設に指定できる施設

- 景観行政団体が、景観計画区域内の景観上重要な公共施設を、公共施設の管理者の同意を得て、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることにより、各管理者は景観計画に基づいて公共施設の整備を行うこととなる。

景観重要公共施設に指定できる施設

- 道路、河川、都市公園、海岸保全区域等に係る海岸、港湾、漁港、自然公園における施設

■景観重要公共施設の指定によりできること

- 景観計画に位置付けられた景観重要道路を、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定することができる。
- 交通量の多い幹線道路でなくても、景観上の必要性が高い地区・歴史的街並みを形成する地区等の非幹線道路を「電線共同溝整備道路」に指定し、その整備・促進ができる。

■北海道が定める景観重要公共施設（北海道景観条例 第13条より）

- 知事は、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる良好な景観の形成を推進する必要があると認めるものを、当該地域の存する市町村の長の申出に基づき、広域景観形成推進地域として指定することができる。

→ 羊蹄山麓広域景観形成推進地域として指定されている（蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域）。

羊蹄山麓広域景観形成推進地域	道路	
	・地域のシンボルである羊蹄山の眺望をはじめ、ニセコ連峰や昆布岳などの山並やモザイク状に広がる畑作中心の田園を見渡す道路のうち、羊蹄山麓を通る景観形成上重要な次の路線とする。 【整備に関する事項（道路）】 ・沿道から眺望する景観の連続性や周辺の自然環境など地域の特性に配慮する。 ・道路付属物は、沿道の景観を阻害しない位置への設置や調和するような色彩に努める。	
	国道	一般国道5号、230号、276号及び393号
	道道	岩内洞爺線、豊浦京極線、蘭越ニセコ倶知安線、京極倶知安線及びニセコ高原比羅夫線
	町道	-
	河川	
	・地域における景観形成に重要な尻別川水系の河川とする。 【整備に関する事項（河川）】 ・羊蹄山などの自然や河岸段丘に広がる田園など周囲との調和に配慮する。 ・治水面と整合を図りつつ、尻別川水系の変化に富んだ魅力ある景観の維持、形成等に努める。	
	河川	尻別川

■倶知安町における景観重要公共施設となりうる公共施設

- 北海道景観計画において景観重要公共施設として指定されている町内の路線や河川については町の景観計画内でも景観重要公共施設の指定が想定される。
- また、無電柱化が検討されている路線などは、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」として指定する事も考えられる。

検討委員会で出された倶知安町の道路・河川（軸）	
国道	一般国道5号、393号
道道	比羅夫坂（道道631号線）、駅前通り（道道271号線）
町道	岩尾別南3線
河川	尻別川



国道5号線（サンモリッツ大橋）



町道岩尾別南3線



尻別川

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本的事項

- 屋外広告物は、良好な景観の形成に大きな影響を与えることから、景観計画と連動して、規制・誘導を行うため、景観計画に位置付けるものである。
- 景観計画の中で選択的に定めることができる事項である。

屋外広告物とは	
① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの	
② 屋外で表示されるもの	
③ 公衆に表示されるもの	
④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの	
屋外広告物とは、商業広告だけでなく、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、行事、催物の案内板等も含まれ、その表示内容にかかわらず屋外広告物ということになる。（一定のイメージや観念などを表すものは、すべて屋外広告物に該当する。）	
景観計画で定める項目	
対象とする屋外広告物	
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	

■羊蹄山麓景観広告ガイドライン

- 美しい姿で人々の心をとらえてはなさない「羊蹄山」と、情報の発信・経済発展にもつながる「広告サイン」の共存を目的に、羊蹄山麓地域の7町村（喜茂別町・留寿都村・京極町・真狩村・俱知安町・ニセコ町・蘭越町）では、羊蹄山麓景観広告ガイドラインを策定。
- ガイドラインでは、個性的で魅力的な街並みづくりを目指すため、地域ごとの独自の広告サインルールを推奨。

自家用サイン（民間が主体で設置するもの）の基準		
施設用サイン	表示項目	施設の名称や業務の内容・イメージが相手にわかりやすく伝わるように表示
	基本構造	壁面又は施設入口部に広告物を設置する構造を基本とし、自然との調和、整った街並みと賑わいを創出していくために、表示面の上端が地上から3m以内の範囲に収まるように設置 立看板や広告旗の掲出によらず、建物の入口等、低層部に広告物を集約 色、形状、素材などは街並みや周辺景観との調和に配慮 夜間視認に配慮が必要なサインは、周辺に影響を及ぼさない必要最低限の沿道景観に配慮した照明の使い方とする
	面積	ひとつの施設で設置できる自家用サインは、表示面積の合計を10㎡以下とする。
自サ イ管 理用	表示項目	「管理地」と表示し、住所・地番、所有者（または管理者）の名称、連絡先を明記するものとする
	基本構造	表示面を支柱で支える構造を基本とし、高さ1.5m以下の範囲で設置 色、形状、素材などは街並みや周辺景観との調和に配慮
	数・面積	設置できる基数は1団地につき1基とし、表示面積0.5㎡以下とする
家 用 内 サ イ ン 自	羊蹄山麓の旅行者を目的地に案内するうえで重要な役割を担う案内所では、その存在を示すピクトグラムの自家用サイン整備を推進	



高さと大きさを揃えて街並を演出している例



複数事業所が一つに集約して整備した例

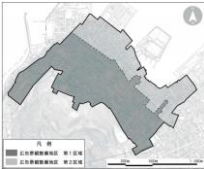
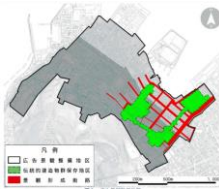
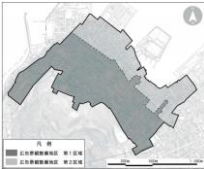
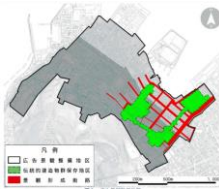
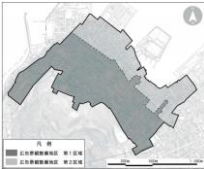
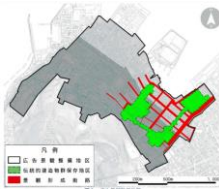


建物のデザインと統一した例



敷地の入口に街並みと調和したデザインで設置した例

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の事例

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項													
旭川市	自然環境と都心部の融合や多くの人が回遊する賑わいのある沿道景観を創出するため、形状や面積などについては適切な規制・誘導を図り、質の高いデザインの広告物を積極的に活用した街並みを創出する。 旭川駅や駅北広場から容易に展望できる区域については、その表示や掲出方法には十分な配慮を行うものとする。 なお、屋外広告物等は旭川市屋外広告物条例に基づき設置すると共に、<u>旭川市屋外広告物条例に基づく「北彩都あさひかわ広告景観整備地区」に指定されている場所においては、当該整備地区の基本方針に適合するように努めなければならない。</u>												
東川町	屋外広告物は、商店街の賑わいや活気をもたらす作用がありますが、反面無秩序な設置により景観を阻害する要素もあります。 良好な町なみ 景観形成のため、屋外広告は、<u>20 年 以上前から取り組んでいる木彫看板を基本として設置を推進</u>していくこととします。 また、景観形成重点地区内の屋外広告は、良好な景観形成のため次のとおり基準を定めます。 1) 設置数： 1 事業者 1 基以内、事業地内の設置を原則とする。 2) 形態意匠： 周囲の景 観と調和のとれたものとする。 3) 色 彩： 素材の地色を尊重し 原色は使用しない。動光・点滅するものは用いない。 4) 大きさ： 高さ 4m 以内、表示面の合計は 3.0 ㎡以内とする。 5) 態 様： 木彫看板が望ましい。 <u>※屋外広告物条例の制定ではなく、景観条例の施行規則の中で屋外広告物に関する事項を含めて対応</u>												
函館市	①市域全域（広告景観整備地区を除く）における行為の制限に関する事項 景観計画となっている市全域においては、景観への過度な干渉、かく乱、阻害を避けるため、景観を構成する重要な要素である広告物についても、函館市屋外広告物条例により、地域の土地利用規制の状況や環境の特性に応じて、広告物の形態や表示面積および高さなどの許可基準を定め、適切な規制・誘導を図ります。 ②広告景観整備地区における行為の制限に関する事項 西部地区都市景観形成地域においては、歴史性を活かした新たな創造と歴史的景観の保全が一体となった、調和のとれた活力ある町並みの形成を図るため、総合的な取り組みが必要です。 このため、函館市屋外広告物条例により、西部地区都市景観形成地域全域を広告景観整備地区に指定し、基本方針に基づき広告物について、函館市全域における基準よりもさらにきめ細やかな許可基準を定め良好な景観形成を図ります。 <table><tr><td>(1) 対象区域 広告景観整備地区</td><td>西部地区都市景観形成地域である弥生町、大町の全部および船見町、弁天町、末広町、元町、豊川町の一部 ○区域面積：約120ha</td><td></td></tr><tr><td>(2) 広告物の表示または掲出物件に関する基本方針</td><td>ア 歴史的な町並み景観の保全 ・歴史的な町並み景観に配慮した広告物により、地区の良好な景観の保全を図ります。 イ 魅力ある都市景観の創出 ・優れたデザインの広告物により、地区の良好な景観の向上を図ります。</td><td></td></tr><tr><td>(3) 届出制度</td><td>景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区の公道および公道に面した区域において、次の広告物を表示しようとする場合は、届出をしてもらうことにより景観誘導を図ります。 ア 自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示するもの（自家用広告物）で、表示面積の合計が1㎡を超え10㎡以下のもの。 イ 煙突、ガスタンクまたは油タンクに表示する広告物で、表示面積の合計が1㎡を超える もの（壁面に直接表示された壁面広告物で、営利を目的としないものであること）。</td><td></td></tr><tr><td>(4) 事前協議制度</td><td>景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区の公道および公道に面した区域において広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする場合、函館市屋外広告物条例に基づく許可申請や届出に先立って計画の初期段階において行為をしようとする者と市が事前協議を行うことにより、より積極的な景観誘導を図ります。</td><td></td></tr></table>	(1) 対象区域 広告景観整備地区	西部地区都市景観形成地域である弥生町、大町の全部および船見町、弁天町、末広町、元町、豊川町の一部 ○区域面積：約120ha		(2) 広告物の表示または掲出物件に関する基本方針	ア 歴史的な町並み景観の保全 ・歴史的な町並み景観に配慮した広告物により、地区の良好な景観の保全を図ります。 イ 魅力ある都市景観の創出 ・優れたデザインの広告物により、地区の良好な景観の向上を図ります。		(3) 届出制度	景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区の公道および公道に面した区域において、次の広告物を表示しようとする場合は、届出をしてもらうことにより景観誘導を図ります。 ア 自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示するもの（自家用広告物）で、表示面積の合計が1㎡を超え10㎡以下のもの。 イ 煙突、ガスタンクまたは油タンクに表示する広告物で、表示面積の合計が1㎡を超える もの（壁面に直接表示された壁面広告物で、営利を目的としないものであること）。		(4) 事前協議制度	景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区の公道および公道に面した区域において広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする場合、函館市屋外広告物条例に基づく許可申請や届出に先立って計画の初期段階において行為をしようとする者と市が事前協議を行うことにより、より積極的な景観誘導を図ります。	
(1) 対象区域 広告景観整備地区	西部地区都市景観形成地域である弥生町、大町の全部および船見町、弁天町、末広町、元町、豊川町の一部 ○区域面積：約120ha												
(2) 広告物の表示または掲出物件に関する基本方針	ア 歴史的な町並み景観の保全 ・歴史的な町並み景観に配慮した広告物により、地区の良好な景観の保全を図ります。 イ 魅力ある都市景観の創出 ・優れたデザインの広告物により、地区の良好な景観の向上を図ります。												
(3) 届出制度	景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区の公道および公道に面した区域において、次の広告物を表示しようとする場合は、届出をしてもらうことにより景観誘導を図ります。 ア 自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示するもの（自家用広告物）で、表示面積の合計が1㎡を超え10㎡以下のもの。 イ 煙突、ガスタンクまたは油タンクに表示する広告物で、表示面積の合計が1㎡を超える もの（壁面に直接表示された壁面広告物で、営利を目的としないものであること）。												
(4) 事前協議制度	景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区の公道および公道に面した区域において広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする場合、函館市屋外広告物条例に基づく許可申請や届出に先立って計画の初期段階において行為をしようとする者と市が事前協議を行うことにより、より積極的な景観誘導を図ります。												

■景観農業振興地域整備計画とは

- 農山漁村地域に特有の良好な景観の形成を図るため、景観法の中で定められるもの。
- 「農業を将来的に継続させることで地域を守り、景観を守る」という考えの計画である。
- 景観計画区域内の農業振興地域のうち、健全な営農環境が周囲と調和し、良好な景観を形成している地域について定めることができる。
- 景観計画区域のうち、農業振興地域内にある農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観法に基づき「景観農業振興地域整備計画」を定め、景観づくりを図ることができる。

景観農業振興地域整備計画策定のポイント

- 景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導（勧告）できる。
（例）棚田の畦畔の石積みを保全 / 景観作物の栽培 / 集落全体の共同作業を支援
- 勧告に従わない場合には、権利移転に関する協議を勧告できる。

■景観農業振興地域整備計画策定のメリット

【法的にできること（景観法56条～58条）】

内容	
景観農振計画区域内にある土地が計画に従って利用されていない場合に、市長が土地利用について以下の勧告を行うことができる。 ① 土地の所有者等に、土地を景観農振計画に従って利用すべき旨の勧告。 ② ①の勧告を受けた者がこれに従わない場合、適切な利用が見込まれる者への権利移転に関し協議すべき旨の勧告。	
農地法の特例	景観整備機構が、上記の勧告に従い、勧告に係る農用地に権利設定（賃借、使用貸借）することができる。
農振法の特例	開発行為により当該土地を景観農振計画に従って利用することが困難と認める場合は、許可できないこととする基準を追加することができる。

【計画策定の効果】

内容	
直接的な効果	景観が農業の振興につながる 計画の策定により、地域の景観のよさを売りにして、地域は農産物のブランド化をはかるきっかけとすることができる。 景観が地域発信力を高める 計画の実施により、景観をよくすることで、地域の魅力を増し、後継者や新規就農者、または都市住民へアピールすることができる。
間接的な効果	計画が地域の将来を考える契機となる 地域の景観を住民自身で考えることを「きっかけ」として、将来の農業・農村について考えることができ、また、計画に込めた地域の歴史や人々の思いを次の世代に伝えることができる。 計画がコミュニティ活性の契機となる 計画策定を通じて、地域で「景観」という1つのテーマで話し合うこと自体がコミュニティでの意思疎通をよくする手段となる。

■策定の事例

	指定方針・選定の視点
岩手県一関市	農業振興や農村がもつ豊かな自然や生態系、美しい景観等の維持保全に努めながら、農村地域と都市地域等との調和のとれた地域開発、快適な生活環境の確保を図るための土地利用の方向を定めるとともに、農業が魅力とやりがいのある産業となるよう、次の施策に取り組む。
	■施策
	① 魅力ある農林業と担い手づくり
	② 農業生産基盤の整備と担い手育成
	③ 農業の有する多面的機能の発揮
	④ 農村コミュニティの活性化
	⑤ 農林水産物の生産、販売支援
	⑥ 森林の適正管理と利活用
	⑦ 地域木材の資源エネルギーとしての活用
	⑧ 森林と市民との関わりの創出

■自然公園法の許可の基準とは

- 景観法では、国立公園の特別地域及び特別保護地区、海域公園地区内で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、自然公園法に基づく自然景観保護と併せ、景観計画に良好な景観の形成を図る上で必要な上乘せの許可基準を定めることができる。
- 許可基準は「自然公園法施行規則第11条(特別地域及び特別保護地区内の行為の許可基準)」に定められている。

自然公園法の許可基準のポイント

- 自然公園は、地域の自然環境を守る観点から、特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域に区分され、地域、地区ごとに規制を受ける行為を定めている。
- 特別地域等では、届出・勧告制のゆるやかな規制ではなく、許可制による厳しい規制が行なわれている。
- 特別地域等と重複する景観計画区域では、より厳しい自然公園法の基準が適用されることになる。

■自然公園法の許可の基準のメリット

- より厳しい自然公園法の基準が適用されることにより、より一層の自然景観の保全につながる。

■自然公園法の許可基準事例

○静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則（一部抜粋）

条	行 為 の 種 類	号	基 準 の 内 容
第2条	工作物を新築し、改築し、又は増築することのうち 仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものであること。
		第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
			ア 第1種特別地域
		イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であって、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの （ア） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存の建築物の改築等」という。）であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
		第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものであること。
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

■自然公園法の許可基準事例

○富士箱根伊豆国立公園許認可権限区分

区 分	賀茂、東部農林事務所	自 然 保 護 課	環境省関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園管理事務所	環境省国立公園課
1 工作物（仮設工作物を含む。）の新・増・改築 (1) 建築物	○延べ面積500㎡以下かつ高さ13m以下 ＊増改築にあつては、増改築後の面積等 ＊延べ面積：建築基準法による。 ＊高さ：建築基準法第2条第3号（建築設備）を含む地上露出部分の最高部から最低部をいう。	○延べ面積500㎡超で、水平投影面積1,000㎡以下かつ高さ13m以下（住宅及び仮設の建築物にあつては、水平投影面積1,000㎡超又は高さ13m超を含む。） ＊増改築にあつては、増改築後の面積等 ＊延べ面積：建築基準法による。 ＊高さ：建築基準法第2条第3号（建築設備）を含む地上露出部分の最高部から最低部をいう。	〔各区分に共通する事項〕 ＊知事権限を除く。 ○許可条件として確定した行為の着手日・完了日の変更 ○非常災害の応急措置の届出の受理 ○既着手行為の届出の受理 ○権限委任事項に係る不許可処分、不同意その他事の異例に属するものの処分 ○権限委任事項に係る原状回復又はこれに代わるべき必要な措置の命令 ○新築 水平投影面積1,000㎡超4,000㎡以下かつ高さ25m以下 ○増築 増築後の水平投影面積1,000㎡超かつ高さ25m以下で、増築部分の水平投影面積4,000㎡以下 ○法に基づく砂防設備、漁港施設、港湾施設、海岸保全施設又は地すべり防止施設の新築（水平投影面積4,000㎡以下かつ高さ25m以下） ○ダム、水門又はパラボラアンテナの新築（水平投影面積4,000㎡以下かつ高さ25m以下）及び増築（増築部分の水平投影面積4,000㎡以下） ○改築 ○電柱の新増改築（高さ25m超）	〔各区分に共通する事項〕 ＊知事権限、地方環境事務所権限を除く。 ○不許可処分、不同意その他事の異例に属するものの処分 ○原状回復又はこれに代わるべき必要な措置の命令 ○新築 水平投影面積4,000㎡超又は高さ25m超 ○増築 増築後の高さ25m超又は増築後の水平投影面積1,000㎡超で、増築部分の水平投影面積4,000㎡超 ○法に基づく砂防設備、漁港施設、港湾施設、海岸保全施設又は地すべり防止施設の新築（水平投影面積4,000㎡超又は高さ25m超） ○ダム、水門又はパラボラアンテナの新築（水平投影面積4,000㎡超又は高さ25m超）及び増築（増築部分の水平投影面積4,000㎡超又は増築後の高さ25m超）
(2) 道 路	○水平投影面積1,000㎡以下かつ高さ13m以下（仮設の道路にあつては、水平投影面積1,000㎡超又は高さ13m超を含む。） ＊増改築にあつては、増改築後の面積等 ＊高さ：切土高及び盛土高の合計 ＊道路：路肩から路肩までの部分（側溝が接する場合はこれを含む。）			
(3) その他の工作物	○水平投影面積500㎡以下かつ高さ13m以下かつ長さ100m以下 ＊増改築にあつては、増改築後の面積等	○水平投影面積500㎡超1,000㎡以下かつ高さ13m以下または長さ100m超（仮設のその他の工作物にあつては、水平投影面積1,000㎡超又は高さ13m超を含む。） ＊増改築にあつては、増改築後の面積等		
2 木竹の伐採 ＊木竹＝木本類、竹類の総称で花類、草葉類は含まない。		○森林法第5条第1項の地域 森林計画に適合するもの	○知事権限以外のもの	
3 指定区域内における木竹の損傷		○すべての権限		
4 鉱物の掘採又は土石の採取			○ボーリング機械によるもの（地熱開発を除く。） ○採取量 1m ³ 以下 ○河川堆積砂利の採取	○権限委任事項以外のもの
5 河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼす行為				○すべての権限
6 広告物等の掲出、設置、工作物等への表示	○すべての権限			
7 屋外における指定物の集積又は貯蔵		○すべての権限		
8 水面の埋立又は干拓			○面積1,000㎡以下（普通地域を含む場合、合計で1,000㎡以下）	○権限委任事項以外のもの
9 土地の形状変更	○変更面積1,000㎡以下かつ高さ10m以下 ＊高さ：切土高及び盛土高の合計	○変更面積1,000㎡超又は高さ10m超（ゴルフコース用1,000㎡超を除く。）		○ゴルフコースの用に供するための変更面積1,000㎡超
10 高山植物等（指定植物）の採取又は損傷	○すべての権限			
11 指定区域内における植物の植栽、播種動物の放出		○すべての権限		
12 屋根、壁面等の色彩の変更	○すべての権限			
13 車馬の乗入れ、航空機の着陸等		○すべての権限		

■景観づくりを支える仕組みに関する事項とは

- 景観づくりを支える仕組みに係る制度には以下の3つが当てはまる。
- 景観整備機構 ○景観協議会 ○景観協定

○景観整備機構制度とは

- 自発的な景観の保全及び整備の推進を図るため、景観の保全や整備能力のある一般社団法人、一般財団法人又はNPOを景観行政団体が景観整備機構として指定。
- 指定された団体を良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度である。

景観整備機構指定のポイント（留意事項）

- 景観整備機構は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、景観行政団体と役割分担しながら、共に良好な景観の形成の推進を図るもの。
- 景観行政団体はこの趣旨を踏まえて積極的に指定を行うことが望ましい。一つの景観行政団体が、複数の景観整備機構の指定を行うことは差し支えない。
- 景観行政団体の長に指定された景観整備機構は、当該景観行政団体の区域において業務を行うものであって、複数の景観行政団体の区域において、景観整備機構としての業務を行う場合は、それぞれの景観行政団体の長の指定が必要。
- 景観行政団体が景観整備機構の指定を行うに当たっては、当該公益法人又はNPOが、法第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断。
- 指定の申請に当たっては、定款又は寄付行為のほか、業務計画書、事業計画書、資金計画書等、当該公益法人又はNPOが当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するか否かを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。

■景観整備機構の指定のメリット（留意事項）

- 総合的な景観づくりの取組が可能になる
- 行政が実施しにくいソフトな施策について、景観整備機構が役割分担することで、ソフトとハードを含めた総合的な景観づくりへの取組が可能となる。
- 民間力を活用した景観形成の推進が図られる
- 本制度に基づき、良好な景観の保全・整備の推進を図ることを目的とする公益法人等において、景観整備機構の指定の推進を図り、民間活力を活用した良好な景観の形成の推進を図ることが望ましい。

■景観整備機構の業務（景観法第93条）

第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
第2号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
第5号	第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
第7号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

■景観整備機構指定方針の事例

	指定方針・選定の視点
一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）	UDCKは柏市より景観整備機構の指定を受けている。 市の景観行政上の位置づけを得て、同地域における質の高い都市空間の形成に向けた支援活動を実施している。 ■ 柏の葉景観協議会 柏の葉キャンパス地域では、「柏の葉国際キャンパスタウン構想」に基づいて、まち全体が大学のキャンパスのように、緑豊かな環境の中に人の賑わいの映える快適なまちを目指して、公・民・学連携による最先端のまちづくりが進められている。 その一環として、地域のまちづくり事業の企画・調整・推進を担うUDCK(柏の葉アーバンデザインセンター)が設立。 ■ 重点地区の景観形成基準と届出制度による景観誘導 景観まちづくり条例により、重点的に優れた都市景観を創り、保全する必要があると認める地区を重点地区として指定している。 この重点地区では景観形成基準を定め、建築行為等について届出により基準に基づいた景観誘導を進め、景観に配慮したまちづくりを行っている。柏の葉地域では、柏の葉キャンパス駅周辺と柏の葉2号調整地周辺を重点地区に指定。 ■ 建築物の手続き 基準を満たす建築物や工作物を建てる際には、地域の将来ビジョンとの整合性を確認する為、景観整備機構（UDCK）または柏市都市計画課に事前協議が必要となる。 また、行為に至るまでのフローも指定している。
公益社団法人 鹿児島県建築士会	鹿児島県は平成19年7月24日に、「公益社団法人鹿児島県建築士会」を景観法に基づく「景観整備機構」に指定。 ■ 景観整備機構として行う業務 (1) 市民の方々の景観まちづくりに対して、専門的知識を持つ者の派遣や情報の提供、相談などの援助を行う (2) 良好な景観の形成に関する調査研究 〈具体的な活動〉 ・技術講習会、講演会 ・タウンウォッチング ・建築探険隊 ・薩摩街道に関する保存活動 など  タウンウォッチング パークシヨップ
社団法人 鹿児島県造園建設業協会	鹿児島県は平成19年8月23日に、「社団法人鹿児島県造園建設業協会」を景観法に基づく「景観整備機構」に指定。 〈具体的な活動〉 ・「みどりの日」やイベント等での花苗、チラン等の配布 ・西郷隆盛銅像公園等での清掃奉仕作業 ・マリンポート植栽に関する樹木選定、土壌改良等の各種提言 ・景観に関する研修会 ・鹿児島市電の軌道緑化の施工 など
一般社団法人 ひと・まち・鎌倉ネットワーク	神奈川県は平成23年4月1日に、「一般社団法人ひと・まち・鎌倉ネットワーク」を景観法に基づく「景観整備機構」に指定。 ■ 景観整備機構として行う業務 (1) 良好な景観の形成に関する専門家の派遣、情報提供、相談その他の援助【景観法第93条第1号】 ・由比ガ浜通り景観形成協議会及び由比ガ浜中央景観形成協議会に対する専門家の派遣 ・景観計画特定地区や景観協定の締結等を目指す活動等、地域住民による主体的な景観 ・まちづくり活動に対する専門家の派遣 ・ホームページ及び展示会等を活用した広報等 ・地域住民が景観・まちづくり活動を行う上で必要な助言、相談等 (2) 良好な景観の形成に関する調査研究【景観法第93条第6号】 ・景観・まちづくり活動の促進、鎌倉らしい景観分析等の調査研究 鎌倉市景観計画7章_推進施策より（鎌倉市景観計画（平成19年1月）より抜粋） 【景観形成の担い手の育成・活用】 - 市民や NPO の主体的な都市景観の形成の取り組みを支援するため、景観形成に関わる NPO 法人や公益法人を景観整備機構として指定します。景観整備機構は、景観重要建造物・樹木の管理の他、住民の合意形成に向けたコーディネートの役割に期待します。現時点 では、（財）鎌倉風致保存会などの活動が期待されますが、他の景観形成に関する市民 団体も景観整備機構となるよう積極的に支援を行います。

○景観協議会とは

- ・ 景観法に基づき設けられた機関で、景観計画区域内における良好な景観形成に向け、行政と住民等が協働で取り組むため、景観形成に関する協議を行うための組織。
- ・ 景観づくりのためのルールなど必要な協議を行うことができる。
- ・ 景観行政団体、景観重要公共施設の管理者および景観整備機構が組織できるもので、関係する他の公共団体、必要に応じ公益事業者、住民等の関係者を加え組織することができる。行政区域を超えた景観形成に取り組むため、景観行政団体同士が組織することも可。
- ・ 商店街の修景、屋外広告物の集合化の検討、地域活性化イベントの開催等を検討する等の場。
- ・ 全国で97組織（1県56市町村）、北海道は美瑛町のみ。

景観協議会指定のポイント

- ・ 景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政と住民等が協働で取り組むための組織。
- ・ 協議会で決めた事柄には、協議会構成員に法的な尊重義務が発生する。（法第15条第3項）
- ・ 良好な景観形成を持続的に推進していくために利害の異なる課題について協議・調整を図りながら課題解決を図っていくために景観協議会の制度を創設したものであり、その積極的な活用が望ましい。
- ・ ひとつの景観計画区域において複数の課題が存在する場合、それぞれの課題の関係者により構成される複数の景観協議会の組織も可能。
- ・ 隣接するふたつ以上の景観計画区域が連携する必要があるような場合、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり協議会を共同開催するなど一体的に運用することも考えられる。

■景観協議会の指定のメリット

- ・ さまざまな立場や視点を持つ関係者が、良好な景観形成のために必要な協議を行うことが可能。
- ・ 地域の景観についての課題解決に際して、住民、事業者、景観行政団体等が話し合う場を設けることで、お互いに歩み寄る機会になることが期待されている。

■景観協議会の事例

	指定方針・選定の視点	
大阪市・御堂筋地区景観協議会	地区レベルでの活動（法定協議会）	
	■協議項目 御堂筋まちなみ誘導制度で形成される景観と調和したまちづくりや地域活性化 ① 御堂筋の景観形成基準 ② 建物の形態意匠 ③ 御堂筋会堂でのにぎわい等 ④ 活性化運動、イベント等	■構成メンバー ① 景観行政団体（大阪市） ② 公共施設管理者（国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所） ③ 沿道地権者（景観法第11条第1項に規定する土地所有者等） ④ 学識経験者 ⑤ その他良好な景観形成の促進のための活動を行うもの
福岡県・矢部川流域景観協議会	任意協議会からの広域的な活動	
	■協議会設立の目的 矢部川流域の景観を源流から河口までを含む流域全体の共有財産と捉え、協働して守り育てていくための第1歩としてH19年に「矢部川流域景観テーマ協定」が締結。 こうした取組を実現するための具体的なルールと仕組みをつくり魅力的な流域づくりを推進するための協議・連携の場としてスタートしたのが「矢部川流域景観協議会」である。 今後ワークショップ等を通して景観法に基づく景観計画づくりを進めるとともに、息の長い活動が地域に根差していくことを目指していく。	■構成メンバー ・ 行政（福岡県、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所・筑後川河川事務所、柳川市など計8市町村） ・ 業界団体等（矢部川漁業協同組合、福岡八女農業協同組合、計10商工会、計3商工会議所、計5観光協会、社会法人福岡県建築士会の2つの支部） ・ 地域団体等（八女森林組合、NPO法人、まちづくりネットワークなど6団体が属する「矢部川をつなぐ会」、その他青年会やふるさと塾、NPO法人、保存会、まちづくりネットワーク、街並み協定運営委員会など15団体）

○景観協定

- ・ 地域の良好な景観形成のために、景観計画区域内の土地所有者等がその全員合意により設定できる協定で、景観法に基づき締結できるもの（景観法第81条第1項）
- ・ 建築物、緑、工作物、看板、青空駐車場など景観に関連する事柄を一体的に協定に定めることができる。ソフト面の事柄も定められる。
- ・ 新たに土地所有者等になった者にも協定の内容は継承され、有効に働く。
- ・ 全国で126件（3県56市区町）、北海道は旭川市と東川町の2市町

景観協定のポイント

- ・ 地域住民が自主的にルールを定め、運用することにより地域の良好な景観の保全、増進等を図る。
- ・ 地域の状況に応じたきめ細かなルールを地域住民が取り決めることができる。
- ・ 景観協定の目的となる土地の区域を景観協定区域として定められる。
- ・ 良好な景観形成のため以下の事項のうち必要なものを定められる。
（1）建築物の形態意匠に関する基準
（2）建築物の敷地、位置、規模、構造、用途または建築設備に関する基準
（3）工作物の位置、規模、構造、用途または形態意匠に関する基準
（4）樹林地、草地等の保全または緑化に関する基準
（5）屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
（6）農用地の保全または利用に関する事項
（7）その他良好な景観の形成に関する事項（屋外広告物、駐車場、照明、美化活動等）
- ・ 協定の有効期間を5年以上30年以下の期間で定められ、自動更新を行うことも可能。
- ・ 景観協定に違反した場合、不当に重い措置を科すことはできないが、原状回復等の請求や裁判所への提訴等、措置について定められる。

■景観協定の指定のメリット

- ・ 良好な地域環境の整備とその持続の確保
- ・ 地域への愛着や誇りの高まり
- ・ 土地や建物の魅力の高まり・資産価値の向上
- ・ 地域の個性に応じたまちづくりの推進
- ・ 地域社会の活性化やつながりの確保

■景観協定の事例

	指定方針・選定の視点
相模原市・光が丘エコタウン景観協定	本協定区域は、県が進める「かながわスマートエネルギー構想」の「創エネ」の取り組みの一環として、民間事業者のノウハウを活用し、再生可能エネルギーの利用拡大と環境に配慮した新しい住環境を創造するエコタウンで、住宅全戸に太陽光発電システムや家庭用蓄電池が設置されるとともに、景観協定により将来にわたり良好な景観形成を維持・継承して行くため、建築物の色彩、用途、階数、敷地の最低面積、壁面の後退距離の他、緑化、屋外広告物や屋外照明など景観に関する事項についてもルールを定めるもので、住宅地としての魅力が高まることが期待されます。
相模原市・ブルーパウンドシー景観協定	本協定区域は、民間事業者の進める集合住宅と戸建て住宅一体開発のうち、戸建住宅エリアにおいて、景観協定により将来にわたり、美しさと安全性に配慮した街並み、景観を維持・継承していくため、建築物の用途、高さ、敷地の最低面積の他、緑化、屋外広告物など景観に関する事項についてのルールに加え、それらを支える住民による健全なコミュニティを形成するため、夜間照明などの防犯基準、植栽の維持管理、清掃活動についてもルールを定めたもので、住宅地としての魅力が高まることが期待されます。

参考資料2ー1

景観とつながる教育

■小学校

1学年

景観に関連する学習	学校名	目的	学習方法	場所	連携
身近な自然から四季を探して触れ合う	全小学校	諸感覚を使って、四季折々の変化に気付くことが出来るようにする。	・自然の中で動植物を探したり、観察したりする。 ・草花や樹木を利用して遊びを工夫したり、遊びに使うものを工夫して作ったりする。 ・四季折々の変化について気付いたことを話し合い、記録カードに書く。		
『たのしかったハイキング』を読む	全小学校	ハイキングでの自然体験を題材に、身近な自然について考え、自然に親しみ、動植物に優しく接することができるようになる。	・作品の中で、木の幹に耳を当てて聞いてみたとき、落ち葉の上にねころがったとき、登場人物がどのような気持ちであったか考える。 ・自然のどんなところがよいかを話し合う。 ・これから自然の中でどのように過ごしていくか考える。		
『がんばれまごべえ』を読む	東小学校	牛の角突きを見に行った児童の話を題材に、自分が住む郷土のよさについて考え、愛着を持つことができるようになる。	・作品の中で、牛の角突きという地域のお祭りに対して、登場人物がどのような気持ちであったか考える。 ・地域のお祭りに参加したことがあるか、また、毎年来るのを楽しみにしている行事があるかどうか、考える。		
スキー	全小学校	仲間との活動を通じて協調性を養い、また、スキーを滑らせる楽しさを実感する。グラウンドやスキー場などでのスキーを通じて、冬の倶知安の景観の魅力に触れ合う。	・グラウンドのミニ山で練習 ・旭ヶ丘スキー場に3回行く。 ・クロスカントリー	旭ヶ丘スキー場	
半月湖たんけん	西小学校榊山分校	半月湖の魅力を体験する。	野外におけるクロスカントリーを使ったバックヤード体験	半月湖	

2学年

景観に関連する学習	学校名	目的	学習方法	場所	連携
春を探そう	全小学校	諸感覚を使って、春の自然を観察し、冬にはなかった動植物を見つけたり、それらと関わったりして、四季の変化に気付くことが出来るようにする。	・校庭などで、春の動植物を観察したり、春を感じられるものを探したりして、冬から春になって変わっていることを探す。 ・気付いたことや感じたことを友達と伝え合い、四季の変化を共有する。		
どきどきわくわく まちたんけん	全小学校	身近な地域に出かけ、さまざまな場所を調べたり、地域の場所や人のかかわりを広げたりするとともに、地域に親しみをもつ。	・自分のお気に入りの場所や興味のある場所など、まちなことを話し合う。 ・友達と探検に行きたい場所を話し合う。 ・グループごとに探検に出かけ、途中で新たに興味のある場所を見つけたりしながら、自分と地域との関りを広げることができるようにする。 ・探検を振り返り、見つけたものを地図に貼るなどして友達と伝え合う。 ・諸感覚を使って地域を調べる。		
生きもの なかよし 大作せん	全小学校	地域にいる生き物に関心をもち、地域で生き物を採集したり、生き物を大切にすることができるようになる。	・身の回りの、生き物がいる場所について話し合い、みんなで生き物を採集しに行く。 ・採集した生き物を飼育する。		
『春がいっぱい』を読む	全小学校	児童が土手で発見した、たくさんの「春」を題材に、身近な自然について考え、動植物に優しい心で接し、自然を大切にすることができるようになる。	・タンポポや春の光など、自然に触れた時の登場人物の気持ちについて考える。 ・自分たちのまわりにある春を見つけて、春のよいところをみんなで話し合う。		
『日本のたから 富士山』を読む	東小学校	富士山の麓の町に住む児童のお話を題材に、国や郷土の文化や生活について考え、愛着を持つことができるようになる。	・登場人物が、自分が住んでいる町のことや富士山のどんなところが好きなのか、考える。 ・自分の国の良いところ、自分の生まれ育ったふるさとのよいところをたくさん見つけて、みんなで発表する。		
スキー	全小学校	平地や緩やかな斜面を、歩いたり走ったり登ったり滑り降りたりできるようにする。グラウンドやスキー場などでのスキーを通じて、冬の倶知安の景観の魅力に触れ合う。	・アルペンスキー ・クロスカントリースキー	旭ヶ丘スキー場	
半月湖たんけん	西小学校榊山分校	半月湖の魅力を体験する。	野外におけるクロスカントリーを使ったバックヤード体験	半月湖	

3学年

景観に関連する学習	学校名	目的	学習方法	場所	連携
私たちの大好きなまち	東小学校	私たちが住むまちの様子や土地の使い方などに興味や関心を抱かせる	・鳥瞰図から地形の様子や特色ある様子を見つける。 ・自分たちの住むまちのおすすめの場所を紹介し合う。 ・学校の屋上など、高いところから自分たちの住むまちの様子を眺める。 ・まち探検をおこなう。 ・本で調べる。 ・絵地図を見て、町の特色について話し合う。 ・まちの空中写真や地図を見る。 ・まちの位置について、八方位を使って表現する。 ・まちについてテーマを決めて調べたことをもとに、土地利用の様子を白地図にまとめる。		
じゃがいもを作る仕事	東小学校	じゃがいも農家の見学を通して、野菜を通じた地域とのつながりを捉えたとともに、じゃがいも畑の様子を知る。	・じゃがいもづくりの様子や、農家の人の様子を見学し、気づいたことをメモする。 ・まちの農家の数の移り変わりなどについて調べ、これからの農家の在り方を考える。		
じゃがいもはかせになろう	東小学校	倶知安町の特産物であるじゃがいもについて知る。	・じゃがいもについて、品種や歴史などを調べる。 ・じゃがいもを植えて育てる。 ・そだてたじゃがいもを収穫して食べる。		
じゃが祭りのうちわ作り	東小学校	「じゃが祭り」の参加の意味を伝え、「うちわ」の中に自分の思いを描き、楽しく表現する。	・じゃが祭りでの楽しい思いを話し合う。 ・自分の思い描くうちわを作る。		

写生会「トラクター」	東小学校	倶知安で活躍しているトラクターの魅力をj感じる。	・トラクターを実際にさわり、見学し観賞する。 ・画用紙にトラクターの絵を描き、友達と見せあう。		
変わるわたしたちのくらし	東小学校	地域の祭りや年中行事、文化財について知り、地域の人々の生活の変化や地域社会のよりよい発展について関心をもたせる。	・祭りや年中行事の写真をしたり、自分たちが参加した経験話をし合う。 ・神社に行って祭りの由来や祭りを受け継いでいる人たちの思いを学ぶ。 ・お囃子を体験する。 ・年中行事を調べ、行事と生活との結びつきや、行事に込められた人々の思いや願いを考える。 ・郷土資料館を見学して昔の道具について学ぶ。 ・白地図に年中行事や文化財に関わる場所を表現する。	神社 郷土資料館	
雪のひみつ探検隊	東小学校	・倶知安町と雪の関係について学ぶ	・雪のよいところ、不便なところを考える ・ユキトピアや夏の雪だるまなど、雪の活用方法を調べる。 ・雪の遊び方を調べて、遊んでみる。		町イベント「雪トピア」と連携
『エイサーの心』を読む	東小学校	地域で大切にされ、全国的にも親しまれているエイサーを題材にして、郷土の伝統や文化のよさについて考え、自分の住む地域の伝統や文化を大切にすることができるようになる。	・物語の中での、登場人物とエイサーとの関係について考える。 ・自分たちの住んでいる地域のお祭りや行事について考え、そういったものに参加するときに大切にするとよいことを考える。		
『わたしの見た日本』を読む	東小学校	外国の人が思う日本の文化の魅力を題材にして、日本の文化とそのよさについて考え、大切にすることが出来るようになる。	グループに分かれて、日本の伝統や文化のすばらしさについて話し合い、発表する。		
『公園のひみつ』を読む	東小学校	公園の掃除をするおじいちゃんたちを題材にして、生活を支えてくれている人々に気づき、尊敬と感謝の気持ちをもって接することができるようになる。	・登場人物の気持ちについて考える。 ・公園をきれいにするためにはたらいている人たちがいることを知ったとき、自分だったらなんと言うか考える。		
『お祭りにこめられている思い』	東小学校	大切に守られている伝統行事を題材にして、地域の伝統や文化のすばらしさに気づき、強度を尊重することができるようになる。	地域のお祭りにこめられている思いを調べる。		
スキー	東小学校	決まりを守って楽しくスキー遊びをする。グラウンドやスキー場などでのスキーを通じて、冬の倶知安の景観の魅力を触れ合う。	・アルペンスキー ・クロスカントリー	旭ヶ丘スキー場	
百年の森マスターになろう	西小学校	四季折々で変化する「百年の森」について興味・関心を高めるとともに生物をとりまく環境の大切さに気づき、自分のできることを実践しようとするができる。	・春・夏・秋について、百年の森調査計画を立てる。 ・百年の森に行き、動植物の調査活動をする。 ・グループごとに調査内容を新聞にまとめて発表する。		百年の森
倶知安の地形	西小学校	倶知安の山について興味・関心を高める。	・倶知安の山について考える。 ・イワオヌブリに詳しいGTを招き、話を聞き、登山計画を立てる。 ・調べてきたことをもとに山新聞にまとめ、交流会をす	イワオヌブリ	
半月湖たんけん	西小学校榊山分校	半月湖の魅力を体験する。	野外におけるクロスカントリーを使ったバックヤード体験	半月湖	
倶知安の食べ物	倶知安小学校	倶知安の特産物であるじゃがいもについて興味・関心を高める。	・倶知安農業高校に取材に行き、先生や生徒にじゃがいもについて教えてもらう。		倶知安農業高校
倶知安のイベント	倶知安小学校	倶知安独自のイベントや文化について興味・関心を高める。	・倶知安のイベントについて考える ・じゃが祭りの歴史やじゃが音頭について、倶知安農業高校の先生に聞く。 ・実際にじゃが祭りに言って楽しさを実感する。 ・千人踊りの練習をする。		倶知安農業高校
めざせ！倶知安はかせ	北陽小学校	身近な地域とそこの人々の良さに気づき、友達と協力して周囲に知らせたり自分の生活に生かそうとする。	・グループごとに北陽小学校校区内で詳しく知りたいことをテーマとして、下記の方法で調べる。 ◆インターネット ◆役場ヘインクビュー ◆「羊蹄セリブ」見学		風土館 ニセコ酒造 羊蹄セリブ
	北陽小学校	自分たちの町に関心を持ち、自分なりの方法で調べて移行する。	・倶知安町のまち自慢を考える。 ・グループごとに計画を立てて、応報収集を行う。 ・情報を整理して発表する。		JR倶知安駅 まちの駅「ぶらっと」

4学年

景観に関連する学習	学校名	目的	学習方法	場所	連携
写生会「倶知安神社」(絵)	東小学校	倶知安神社の様子を観察し、魅力に触れる。	倶知安神社に向かい、神社を見ながら、画用紙に写生する。	倶知安神社	
尻別川調査隊	東小学校	尻別川について興味をもち、調べる。	・尻別川について源流や水質などについて学ぶ。 ・尻別川に行き、川の様子を観察する。 ・尻別川について知りたいことを見つけて、調べて、研究発表する。	尻別川	
スキー	東小学校	いろいろな滑走、滑降、回転が出来るようになる。 グラウンドやスキー場などでのスキーを通じて、冬の倶知安の景観の魅力を触れ合う。	・アルペンスキー ・クロスカントリー	旭ヶ丘スキー場	
水はどこから	東小学校	自分たちの使う水がどのような経路で送られてきているのかを学ぶ。 ダムや森林の働きについて理解して水源を守る取り組みを調べる。	・1日に使う水の量を調べる ・水が送られてくる道を調べる。 ・浄水場を見学して調べる。 ・ダムや森林の働きを調べる。 ・水源を守る取り組みを調べる。 ・水を無駄にしない工夫を考える。 ・使った後の水の行方を調べる。	浄水場	

もっと知りたい倶知安のまち	西小学校	倶知安にいる達人や名人と呼ばれる人々、施設、名物、行事、文化など、地域の「ひと・もの・こと」に触れ、地域生活者として主体的に生きていることの大切さに気づき、町民の一人として実践し、実践しようとして実践することができる。	・倶知安の良いところを考え、保護者にインタビューして自分たちと比べる。 ・ふるさと自慢について調べたり体験したりする ◆羊蹄太鼓(鼓流) ◆赤坂奴 ◆小川原脩記念美術館 ◆大仏寺の天井絵 ◆風土館 ・羊蹄太鼓について調べたいことを考え、インタビューする。 ・伝統文化をポスターにまとめる。		
半月湖たんけん	西小学校榊山分校	半月湖の魅力を体験する。	野外におけるクロスカントリーを使ったバックヤード体験	半月湖	
尻別川ののみりよく	倶知安小学校	自分たちの住んでいる自然環境に関心を持ち、自然のよさや大切さ・自分たちの生活とのかけがいについて、自分なりに課題を持って追求することができる。	・「尻別川」について知っていることを話し合う。 ・テーマごとにグループに分かれて、本や資料・図鑑、インターネットなどを用いて調査活動をする。 ・実際に尻別川に行き、尻別川を体感する。 ・調査したことをまとめて発表する。	尻別川	
じゃがいも探り隊	北陽小学校	倶知安の特産品じゃがいもについて興味・関心を高める	・じゃがいもについて、テーマを決めて調査し、発表する。 ・じゃがいもを使った料理を作る。		倶知安農業高校

5学年

景観に関連する学習	学校名	目的	学習方法	場所	連携
倶知安町の農業は今…	東小学校	倶知安町の自然や、水の大切さに気づき、これからの生活に活かそうとする。	・田植え体験をする ・倶知安の農業について調べる。 ・稲刈り体験をする。 ・日本の食について調べる。		石田さんの農家？
『思いをつないで』を読む	東小学校	YOSAKOIソーランの成り立ちのエピソードを題材にして、地域の伝統や文化、先人の努力について考え、郷土を大切にすることができるようにする。	・登場人物のYOSAKOIソーランへの思いを考える。 ・身近にある地域のお祭りについて、その歴史などを調べる。		
『知床の自然』	東小学校	知床の豊かな自然を知り、自然の偉大さについて考え、身の回りの自然環境を大切にすることができるようにする。	知床の豊かな自然がどのように保たれているのかを考え、自分の身の回りの自然を守っていくために自分ができることは何かを考える。		
スキー	東小学校	いろいろな滑走、滑降、回転が出来るようになる。 グラウンドやスキー場などでのスキーを通じて、冬の倶知安の景観の魅力に触れ合う。	・アルペンスキー ・クロスカントリー	旭ヶ丘スキー場	
寒い季節を快適に	東小学校	寒い季節の衣服の着方や住まい方に関心をもち、快適に生活しようとする。	・寒い季節を快適に過ごすための着方や住まい方の工夫について話し合う。 ・日光の役割を考えたり、あたたかく過ごす方法を調べたりする。		
写生会「風土館」(絵)	東小学校	低学年と生活科の探検や工区内にある施設としても馴染んでいる風土館をよく見て、魅力に触れる。	風土館を訪問し、写生を行う。		風土館
国土の自然とともに生きる	東小学校	自分たちと国土や地域の自然環境との結びつきに気づき、森林を守り育てていくことや、自然災害を防止することの大切さをとらえさせる。	国土や地域の自然環境に関する記述や写真からの情報、地図や地球儀、統計などの資料を収集・選択して自然環境と人々の生活や産業とのかかわりについて考える。		
栽培体験	西小学校	倶知安の農業に対しての興味・関心を高める	・バケツ稲の田植え ・ジャガイモの栽培体験 ・倶農高で稲とじゃがいもを観察		倶知安農業高校
半月湖たんけん	西小学校榊山分校	半月湖の魅力を体験する。	野外におけるクロスカントリーを使ったバックヤード体験	半月湖	
お米探り隊	北陽小学校	米や稲作について興味・関心を高める。	・お米についてテーマを決めて調べてまとめる。 ・田植え体験をする。(倶知安農業高校の水田借用) ・グループごとにお米を使った料理を作る。		倶知安農業高校

6学年

景観に関連する学習	学校名	目的	学習方法	場所	連携
写生会「羊蹄山」(絵)	東小学校	羊蹄山の魅力を再認識する。	自分が感じ取る羊蹄山を画用紙に描く。		
私の大切な風景(絵)	東小学校	自分の生活や身の回りを見つめ、自分が大切に思う風景を再認識する。	毎日の生活を見つめることで見つけた、大切に思う風景を絵に表す。		
歴史探検に出かけよう	東小学校	身近な地域に、歴史的な事象にかかわる文化財が残されていることに気づき、歴史を学習していく興味や意欲を持つことができるようにする。	身近な地域に残されている文化財を想起したり見学したりして、現在の社会が長い間の変化の上に築かれてきたことに気づき、その経緯や理由に関心を持つ。		
共に生きる生活	東小学校	地域で快適に生活するための工夫について考え、実践しようとする態度を養う。	身近な地域の環境について、気が付いたことを話し合う。		
スキー	東小学校	いろいろな滑走、滑降、回転が出来るようになる。 グラウンドやスキー場などでのスキーを通じて、冬の倶知安の景観の魅力に触れ合う。	・アルペンスキー ・クロスカントリー	旭ヶ丘スキー場	
『西陣織を受け継ぐ』を読む	東小学校	伝統を守ってきた先人の努力と継承する責務について考え、我が国や郷土の伝統と文化を大切に、愛するこころを持つことができるようになる。	自分の住む地域で、代々教え伝えられてきたものがあるか、考える。		
『アイヌのほこり』	東小学校	歴史や伝統、文化に対する理解を深め、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつことができるようになる。	自分の住む地域で、大切にしたい伝統や文化はあるか、考える。		
ふるさとと未来	西小学校	倶知安の歴史について興味・関心を高める。	・倶知安町の歴史を振り返るとともに、北海道の歴史へと目を向けた課題を見出す。 ・住みよいこれからの倶知安について考える。		
半月湖たんけん	西小学校榊山分校	半月湖の魅力を体験する。	野外におけるクロスカントリーを使ったバックヤード体験	半月湖	
倶知安の魅力満載パンフレット	北陽小学校	倶知安の魅力を伝える方法を考えることで、魅力についての考えを深める。	・パンフレットに載せるべき魅力を考える。 ・お店を取材してパンフレットを作る。 ・出来上がったパンフレットを置きに行く。		町内の各お店 ヒラフ地区の各お店

■中学校

1学年

景観に関連する学習	学校名	目的	学習方法	場所	連携
郷土の民謡や芸能の魅力 [ソーラン節]	倶知安中学校	郷土の民謡や芸能の特徴を理解し、我が国の音楽の多様性を感じ取るとともに、郷土の民謡に対する親しみの心を育む。	・ソーラン節について、拍の現れ方を意識して、歌い合わせ方を工夫する。 ・声の出し方やのびし方などの特徴を感じ取って歌う。		
美術館見学に行ってみよう!	倶知安中学校	倶知安町で生まれた画家である小河原脩の作品に触れることで、地元への理解を深める。	・美術館の学芸員から話を聞く。 ・美術館を見学する。 ・鑑賞レポートを書く。	小河原脩記念美術館	
『ふるさとのために』を読む	倶知安中学校	ふるさとを愛し、ふるさとのためにできることをしたいと願う作者に共感することで、郷土意識を深め、進んで地域の発展に努めようとする態度を育てる。	・自分のふるさとについて、良さや課題を発表する。 ・「ばくのふるさと」を読んで話し合う		
『ごみ箱をもっと増やして』を読む	倶知安中学校	町の中にごみ箱を増やすかどうかの話し合いを通して、公德心について理解を深め、誰もが気持ちよく生活できるより良い社会の実現のために努めようとする態度を養う。	・ごみ箱に関する自分の経験などを振り返る。 ・「ごみ箱をもっと増やして」を読んで話し合う。 ・より良い社会にするために心がけたいことを考える。		
『心に郷土を刻もう』を読む	倶知安中学校	郷土の伝統を大切に、郷土に尽きた先人に尊敬の念を深め、郷土の発展に努めようとする態度を養う。	・漫画と同じような経験を振り返る。 ・「強度を彫る」を呼んで話し合う。 ・自分にとっての強度を見つめ直す。		

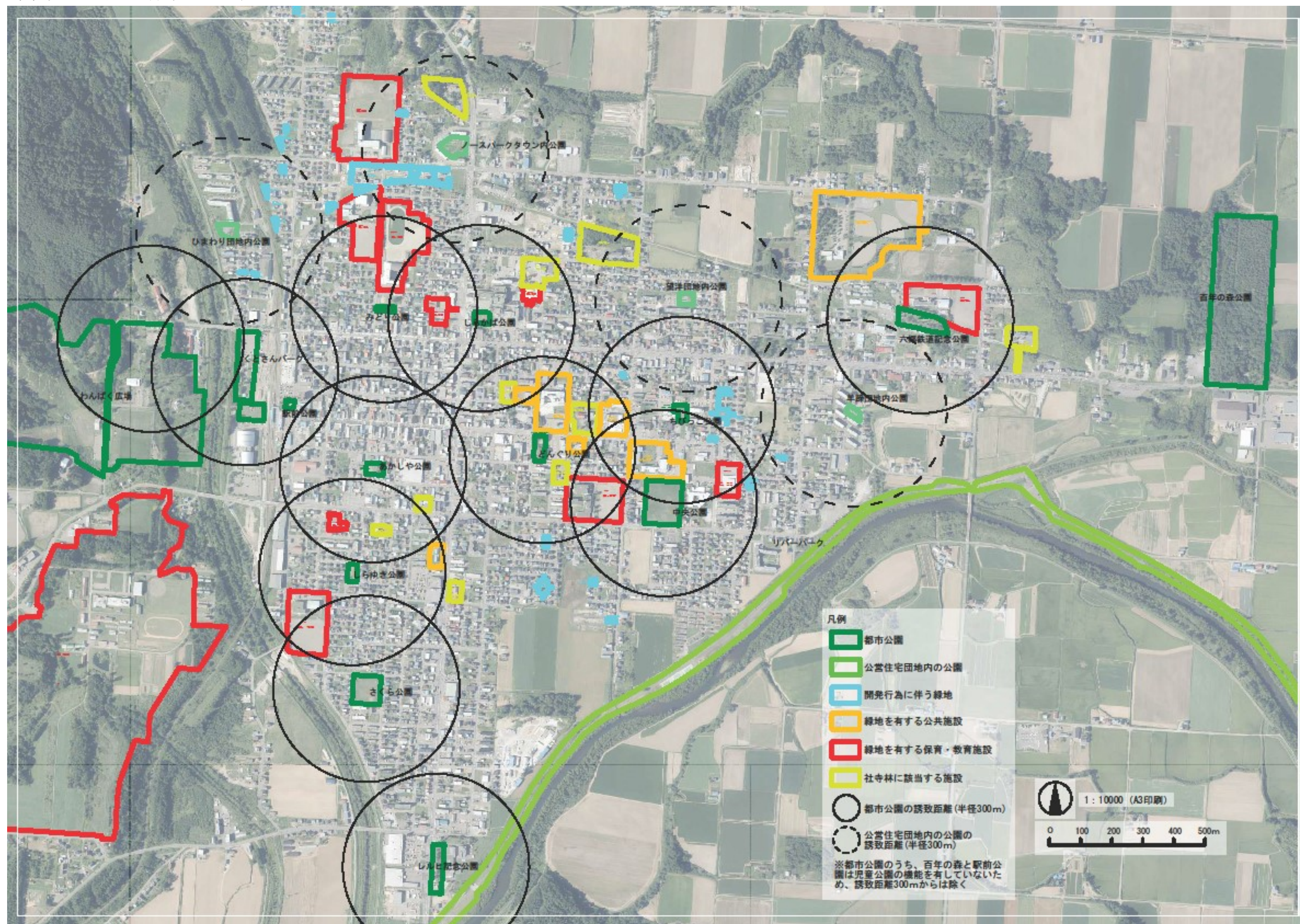
2学年

景観に関連する学習	学校名	目的	学習方法	場所	連携
日本の様々な地域	倶知安中学校	美しい自然景観や厳しい寒さなど、北海道地方、後志地方の自然環境に対する関心を持つ。	北海道地方の自然環境の特色を、国内の他の地域と比較してとらえる。		
自然の制約に対応する人々の工夫	倶知安中学校	自然環境に対応した北海道の暮らし方について理解を深める。	北海道地方の厳しい自然災害について景観写真を通して読み取る。		
自然の特色を生かした環境産業	倶知安中学校	北海道地方の自然環境の特色について理解を深める。	観光客数のグラフなどを通して、北海道地方の気候が各地から観光客を惹きつけていることを理解する。		
身近な地域の調査	倶知安中学校	身近な地域について調査することで、自分が住む地域についての理解を深める。	・地図や写真から身近な地域の特色や変化をとらえる。 ・調査テーマを深く追求し、地域の変化の様子や課題を捉える。		
『祭りの夜』を読む	倶知安中学校	郷土に対する認識を深め、進んでその発展に努めようとする心情を養う。	・「祭りの夜」を読んで話し合う。 ・「郷土」と自分の関わりを考える。		
『夜は人間以外のものの時間』を読む	倶知安中学校	人間と自然との関わりを多面的・多角的に捉え、人間の力を超えたものに対する畏れや敬いの心情を育てる。	・漫画を参考に考える。 ・「夜は人間以外の者の時間」を読んで話し合う。		

3学年

景観に関連する学習	学校名	目的	学習方法	場所	連携
風景に思いを込めて	倶知安中学校	身近な風景の中にある抒情性に気づき、じもとへの愛着を高める。	・東山魁夷の「道」を鑑賞する。 ・デジタルカメラを持って学校の周りを歩き、テーマに合った風景を探す。		
『島唄の心を伝えたい』を読む	倶知安中学校	郷土の自然や文化に愛着を持ち、先人に対する尊敬や感謝の念を深めるとともに、自らもその発展に努めようとする心情を育てる。	・郷土の伝統行事について考える。 ・「島唄の心を伝えたい」を読んで話し合う。 ・自分たちの郷土について考え、話し合う。		
『花火と灯ろう流し』を読む	倶知安中学校	日本の年中行事について理解を深め、先人たちの豊かな心情を感じ取り、伝統の継承と文化の創造に努めようとする心情を育てる。	・日本の年中行事について発表し合う。 ・「花火と灯ろう流し」を読んで話し合う。 ・先人が築いてきたことを社会に受け継ぎ、日本を発展させていくために自分ができることについて話し合う。		

1. 公園緑地、公共施設緑地の現状整理



Ⅰ. 公園緑地、公共施設緑地の現状整理

	番号	名称	区分	種別	面積(ha)	開設年月日	住所	位置・周辺・用途・現況	施設	課題等	写真
公園	1	旭ヶ丘公園	都市計画公園	総合公園	45.5	S31(1956)年10月15日	倶知安町字旭	- 倶知安駅西側の約4.6haの総合公園。幼児公園、親水機能、スポーツレクリエーションなど様々な用途に対応し、多くの町民が利用できる施設。 - 緑が多く、身近な自然を感じられる公園づくりを行っている。	休憩施設（雪ん子館）・キャンプ場（野外炉(バーベキュー用)・炊事場）・公園(わんぱく広場：遊具(大型鋼製複合遊具・ジャングルジム・ターザンロープ・砂場)・あずまや・池／ピクニック広場：ベンチ・あずまや／くとさんパーク：管理用道路（道道～メルヘン通）・園路・噴水・四阿・シェルター・ベンチ・水飲み台・転車台・記念碑／多目的広場：サッカー場・ラグビー場）・テニスコート・町営野球場・スキー場・体育館・パークゴルフ場・屋内プール・駐車場・トイレ(バリアフリー)・街灯	●わんぱく広場 ●くとさんパーク ・新幹線駅の西口整備に合わせ機能面の見直し、区域の見直しの検討を要する。 ●園路 ・一時期、フロートレイルコースとして使用許可した経過があるが、現在は歩行者用としての利用に限定している。再び使用許可申請された場合の対応が課題。 ●キャンプ場 ・トイレが使用できない状況。炊事場が狭く、コロナ禍においては密になりやすい。 ●雪ん子館 ・躯体の傷みが出てきており、修繕が必要となる。 ・イベント時の事務所スペースの機能がニーズとしてある。 ●花の丘（芝桜） ・スキーグレンデとして使用している場所でもあり、管理が困難で、年々規模が縮小してきている。維持も含めた在り方について検討が必要。 ●展望広場 ●パークゴルフ場 ・イベント時における駐車場の確保が課題。 ●総合体育館 ・建築から30年近くたち、建物の修繕が課題である。 ・近年の体育館利用のニーズとして、サークル活動等のスポーツ振興から個々の「健康維持」に向けた機能の充実へ。 ●スキー場 ・駐車場不足、施設のICT化が課題。 ●町営プール ・老朽化により使用できない状態。移転を含め、今後検討。 ●多目的広場 ・サッカー場の機能がほとんどであり、有効活用が課題。 ●テニスコート ・老朽化により、使用していない。（今後の使用の見通しもたっていない） ●野球場 ・施設の老朽化、2面ある球場の活用の在り方。 ●ジャンプ台 ・老朽化が進んでいる。解体撤去するにもコストが嵩む。 ●保健保安林	    
	2	中央公園	都市計画公園	近隣公園	1.5	H8(1996)年1月12日	倶知安町南3条東4丁目	- 市街地東側、公共施設が集積しているエリアに位置し、倶知安町公民館・介護老人施設に隣接している。公民館から羊蹄山方向への開放性のある空間機能を有している。 - 近隣公園として、サッカーなど練習・大会、防災訓練、祭り会場など、スポーツ・レクリエーション用として広く町民全体が利用できる機能を有している。	グラウンド（サッカー・レクリエーション等）	小児用遊具が無く、街区公園の機能を有していない。公園南側の周辺では街区公園がない。（倶小グラウンド・えぞふじ団地内公園が街区公園機能を補完？） ※小学校グラウンドは、幼児の利用は困難	
	3	どんぐり公園	都市公園	街区公園	0.28	S31(1956)年10月15日	倶知安町南1条東2丁目2番地4外	- 市街地中心部寄りの東側、公共施設が集積しているエリアに位置し、ようてい農業協同組合、後志総合振興局などに隣接している。 - 街区公園として遊具が充実しており、特に噴水機能があるのは、他の街区公園には無い特徴であるため、グリーンシーズンでは、午前中は幼児、午後は小学生の遊ぶ姿が多くみられる。また、公園内は樹木が多く、ベンチや東屋があるなど居心地の良い休憩スペースとしての環境も備えている。	噴水・鋼製複合遊具（小型複合遊具・中型複合遊具）・砂場・水飲み台・ベンチ・シェルター（縁台付き）・戦没者慰霊碑・街灯・トイレ（洋式・水洗式、バリアフリー対応）	落葉樹が多く、秋になると敷地外に落ち葉が散乱するなど課題があり、定期的な枝払いを要する。	 

Ⅰ. 公園緑地、公共施設緑地の現状整理

	番号	名称	区分	種別	面積(ha)	開設年月日	住所	位置・周辺・用途・現況	施設	課題等	写真
公園	4	しらかば公園	都市公園	街区公園	0.29	S41(1966)年10月1日	倶知安町北4条東1丁目	- 倶知安厚生病院に隣接している。建物に囲まれた位置にあり、周囲からは公園としての存在がわかりづらい。 - 街区公園ではあるが、遊具が乏しく、子どもたちが遊んでいる姿もあまり見かけない。	遊具（箱型ブランコ）・街灯・ベンチ	- 唯一の遊具である箱型ブランコは危険を伴うため溶接で止めており、実質遊具の無い状態。 - 子どもたちが遊べるような機能を有していない。 - 遊びに来る動機付けとなる取り組みが課題。	
	5	みどり公園	都市公園	街区公園	0.09	S44（1969）年8月10日	倶知安町北4条西2丁目	- 市街地北西にある唯一の街区公園。近くに小・中・高校がある。 - 面積が小さく、細長い形状であるため、広場としての機能はやや脆弱である。	遊具（すべり台・ブランコ・梯子型遊具・シーソー）・街灯・ベンチ	- 細長い形状で面積が小さいことから、公園の土地利用としては限定的となる。 - また、トイレ、水飲み場が無いことも公園利用のしづらさがある。 - 遊具はあるが、幼児公園としての機能はやや弱い。近隣の北陽小学校が当公園の広場・遊具の機能として補完。	
	6	しらゆき公園	都市公園	街区公園	0.17	S61(1986)年9月1日	倶知安町南4条西2丁目	- 市街地南西部の中心的位置にある街区公園。開発行為によって設けられた公園であり、四方が道路に囲まれており、どこからも容易にアクセスしやすい作り。 - 幼児用の遊具、小学生が遊べる広場としての機能を有し、ほどよい大きさである。遊具も最近更新され、遊びやすい環境が向上している。日中は子供たちの声が多く聞こえる。 - 冬は地域の堆雪場として利用。	遊具（鉄棒・シーソー・ブランコ・砂場・すべり台・ジャングルジム）・水飲み場・街灯・ベンチ・トイレ		 
	7	あかしや公園	都市公園	街区公園	0.19	S55(1980)年12月30日	倶知安町南2条西2丁目	- 市街地中心部に唯一の街区公園。奥行のある公園で、三方が建物に囲まれ、少々圧迫感がある。 - 遊具が少なく子供たちが遊ぶ姿も少ない。 - 冬は地域住民の堆雪場として利用されている。	遊具（ブランコ・すべり台）・街灯・ベンチ	- 遊具の老朽化が見られる。 - 建物に囲まれており、圧迫感を感じる。明るさを感じる空間が求められる - 敷地内の木の落ち葉が隣接敷地に散乱するため、定期的な枝払いが必要。	
	8	さくら公園	都市公園	街区公園	0.79	S55(1980)年12月30日	倶知安町南8条西2丁目	- 市街地南西部に、まとまった面積の広場を持つ街区公園。 - 球技が可能な空間ではあるが、利用はあまり見られない。遊具も少なく、利用する町民の少ない公園。 - 冬は地域の堆雪場として利用。	トイレ・遊具（すべり台・箱型ブランコ）・水飲み場・街灯・ベンチ・ゲートボール場・野球場？	- 公園開設当初は、ゲートボール場として親しまれていたが、需要が無くなった今では広場機能が十分に機能されていない。 - また植栽が少なく、日陰をつくる樹木も少ないことから、憩いとしての空間も感じられにくい。	
	9	ちびっこ公園	都市公園	街区公園	0.21	S56(1981)年12月29日	倶知安町北3条東4丁目	- 市街地東側、倶知安町保健福祉会館に隣接する街区公園。 - 道路から奥まった位置に広場が形成されていること、遊具もないことから、利用が少ない。	街灯・ベンチ	- 遊具が老朽化し、現在は全くない状況。広場としての空間のみであり、憩いの場としても乏しい環境である。 - 隣接する保健福祉会館の新たな利活用を踏まえた上での施設と一体性のある公園づくりの検討が課題。	
	10	レルヒ記念公園	都市公園	街区公園	0.34	S60(1985)年12月28日	倶知安町南11条東1丁目34番地2外	- 市街地南部、下水処理場に隣接する街区公園。交通量の多い国道5号に面しており、ロードサイド型の休憩利用としての機能も有し、町外の利用者も多い。 - また、下水処理場との機能連携として親水機能（噴水）があり、羊蹄山への眺望などの視点場としての機能も有している。	駐車場・自動販売機・花壇・鋼製複合遊具・ベンチ・パーゴラ・水飲み台・レルヒ中佐像・・・街灯・トイレ（洋式・水洗式、バリアフリー対応）（隣接する下水終末処理場敷地：噴水）	下水処理場からのにおいが課題。	

Ⅰ. 公園緑地、公共施設緑地の現状整理

	番号	名称	区分	種別	面積(ha)	開設年月日	住所	位置・周辺・用途・現況	施設	課題等	写真
公園	11	六郷鉄道記念公園	都市公園	街区公園	0.5	S63(1988)年3月25日	倶知安町北4条東9丁目	市街地東側、旧国鉄胆振線「六郷駅」跡の街区公園。SLと客車が設置されており、子どもの遊び場の一つとなっている。東小学校に隣接しており、子どもたちの利用が多い	鉄道車両・遊具（スプリング遊具・砂場・コンビネーション・ターザンロープ）・街灯・あずまや・ベンチ・トイレ（バリアフリー）	- 遊具の老朽化が多く、撤去したものもあるなど、幼児公園としての機能が低下している。 - 展示しているSLと客車も老朽化しており、現在は車内への立ち入りを禁止。修繕等を行うにもコストが嵩む。	
	12	百年の森公園	都市公園	特殊公園	9.83	H9(1997)年3月31日	倶知安町字八幡	- 市街地の東のはずれ、旧営林署の苗圃跡を公園として整備。 - 長い年月をかけてもとの倶知安の自然の姿に戻すことを狙いとした公園。	管理センター・コウモリ小屋・広場（イベント・キャンプ）・車庫・駐車場・水呑場・簡易トイレ		
	13	駅前公園	都市公園	都市緑地	0.17	H5(1993)年3月26日	倶知安町北3条西4丁目	- 駅前にある都市緑地。 - 町に訪れた人や町民の待合いとしての機能を有する空間であり、噴水や彫刻、程よい植栽があり、憩いと安らぎが感じられる。	噴水・屋外彫刻・水呑場・ベンチ（あずまや?）・自動販売機	- 新幹線駅整備用地となる可能性が高い。 - 今後、駅周辺施設整備に合わせて、引き続き訪れる人・町民の憩いとなる機能が駅前に求められる。	
公共施設緑地	1	しりべつ川リバーパーク	都市公園に準ずる施設	河川緑地	11.5	H2(1990)年～H3(1991)年	倶知安町南11条東1丁目（倶知安橋西側から富士見橋方面まで）		テニスコート・パークゴルフ場・サイクリングロード約7km・花壇・シェルター・東屋・ベンチ・駐車場		
	2	ひまわり団地内公園	都市公園に準ずる施設	町営住宅内公園	0.12※緑地	H12(2000)年～H17(2005)年度（団地建設期間）	倶知安町北6条西5丁目2番地4（団地住所）		遊具（ブランコ（1対）、スプリング遊具（2））・ベンチ（6）水飲み場、照明柱（1）	- 広さは十分あるが、遊具が乏しい。 - 管理されていない空間も含めて子供たちが走り回れるように整備すれば利用が高まるかもしれない。	
	3	ノースパークタウン内公園	都市公園に準ずる施設	町営住宅内公園	0.25※緑地	H元(1989)年～H4(1992)年度（団地建設期間）	倶知安町北7条西1丁目1番地4（団地住所）		遊具（ブランコ（1対）、木製複合遊具）・ベンチ（6）・照明柱、休憩スペース・花壇	- 広場の真ん中が多目的に遊ぶことができ、周囲に木製遊具が設置されているなど、児童公園としての機能はある。 - 一方で、遊具や水遊びのできる環境などの公園機能の充実、入居者以外の利用しやすさへの対応が課題である。	
	4	望羊団地内公園	都市公園に準ずる施設	町営住宅内公園	0.10※緑地	H8(1996)年～H11(1999)年度（団地建設期間）	倶知安町北4条東4丁目3番地4（団地住所）		遊具（ブランコ（1対））、水飲み場、ベンチ（2）、照明柱（3）	- 築山などの緑化部分が多少繁茂しているなど、管理が乏しい状況。 - 遊具も古くなってきている。	
	5	羊蹄団地内公園	都市公園に準ずる施設	町営住宅内公園	0.12※緑地	S57(1982)年・S59(1984)年～S61(1986)年度（団地建設期間）	倶知安町北3条東7丁目		ブランコ（2対）、砂場、うんてい、照明柱（1）	遊具の老朽化が見られる。	

Ⅰ. 公園緑地、公共施設緑地の現状整理

	番号	名称	樹種	種別	植樹樹の数・植樹帯の延長（m）		本数		現況	課題等	写真
					S	W	S	W			
街路樹	1	国道5号 （北4条～北7条）	イタヤカエデ	植樹樹	20	20	10	13	・ 北側は街路樹が多いが南に向かって木が少なくなっている。木の植わっていない樹は管理されていない。		
	2	国道5号 （北3条～北1条）	イタヤカエデ	植樹樹	0	0	0	0	・ 植樹樹もなく、沿道も閉まっている店舗も多いため、全体的に寂しい雰囲気	・ 町の中心となる区間に緑が乏しい。民地側も緑が少ない	
	3	国道5号 （南1条～南3条）	イタヤカエデ	植樹樹	1	3	1	2	・ 植樹樹が少なく街路樹も少ない	・ 町の中心となる区間に緑が乏しい。民地側も緑が少ない	
	4	国道5号 （南4条～南10条）		植樹樹	26	19	0	0	・ 沿道の町内会による花植えがなされている。		
	5	国道5号 （南11条～尻別川）	ナナカマド	植樹帯	200	-	4	-	・ 東側は植樹が無いが、レルヒ公園、下水終末処理場に植樹がされており、緑の補完がなされている。西側は植樹帯として木が乏しい		
	6	町道北3条西通 （国道5号～踏切）	エゾヤマザクラ	植樹樹	19	26	16	17	・ 木の無い樹では管理されていところが目立つ。	・ 桜は傷や折れに弱いので、積雪にさらされる倶知安では維持が難しい	
	7	町道北3条西通 （踏切～体育館入口）	エゾヤマザクラ	植樹帯	90	120	8	9			
	8	道道倶知安停車場線	トチノキ	植樹樹	25	26	24	26	・ ほぼ全ての樹に木が育っている。木の周りはブロックで塞いでいるところが多い。		
	9	国道276号 （国道5号～町道東4丁目通）	オンコ、イチョウ	植樹樹	14	15	12	17	・ 各樹ごとに木が残されている。下草刈りされているところがほとんど。木の周りに花が植えられている樹がある。		

Ⅰ. 公園緑地、公共施設緑地の現状整理

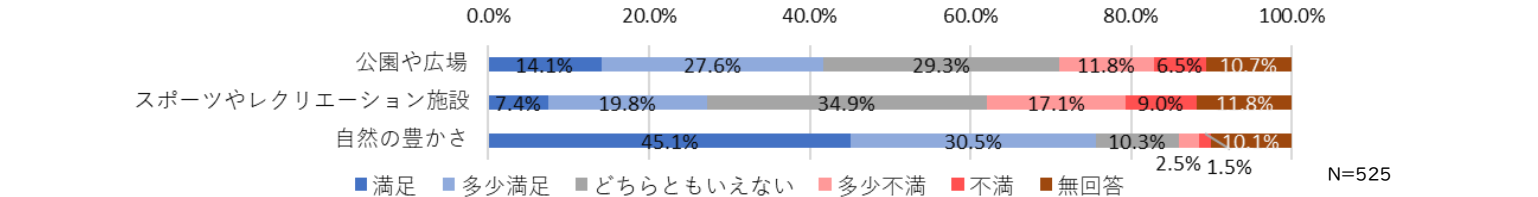
	番号	名称	樹種	種別	植樹樹の数・植樹帯の延長（m）		本数		現況	課題等	写真
					S・W	N・E	S・W	N・E			
街路樹	10	国道２７６号 （町道東４丁目通～町道東６丁目通）	ナナカマド	植樹樹	27	21	7	15	- 木の無い樹においても雑草は少ない。 - 花が植えられている樹も多い。		
	11	国道２７６号 （町道東６丁目通～国道３９３号）	ナナカマド	植樹樹	19	24	12	13	- 植樹樹の幅が長いものが多く、１樹で２本植えられているものが多い。 - 小さな植樹樹には木が植わっていないものも多い。		
	12	国道２７６号 （国道３９３号～百年の森）	ナナカマド	植樹樹	9	17	6	17	他の区間に比較して並木が形成されている。		
			ナナカマド	植樹帯	500m	400m	31	19	東側の本数が少ない		
	13	町道東４丁目通 （南３条～北３条）	ヨーロッパカエデ	植樹樹	38	42	0	32	- 東側のみ植樹あり。 - 西側の樹はアスファルトで埋められているため、花も植えられない。		
	14	町道大通 （町道東４丁目通～町道東６丁目通）	ヨーロッパカエデ	植樹樹	31	32	15	13	植樹樹に比較して街路樹が少ないが、通りの雰囲気として並木が形成されているように感じる。（葉が黒々しているからか）		
	15	町道東６丁目通 （南３条～北３条）	ナナカマド	植樹樹	44	45	4	1	- 街路樹がほとんど植わっていない。 - 花植えしているところも見られるが、管理されていないところが多い。		
	16	町道南３条通 （国道５号～町道東６丁目通）	ナナカマド、オンコ	植樹樹	79	80	16	6	植樹樹のみがほとんどであり、樹の雑草の管理もされていないものも多い。		

2. アンケートからみえる課題

(1) 町民ニーズに対応した公園・緑地の整備と管理、活用に関連する課題

① 公園の満足度

- 公園や広場に対する満足度は、比較的高い傾向にある
- 公園や広場に対する満足度は約42％で比較的高い水準にあります。
 - 一方で、スポーツやレクリエーション施設に対する満足度は約27％で、不満と回答した約26％と差がないことから、改善の余地が考えられます。



② 公園の利用度

- 倶知安町の公園を利用しない町民が多い傾向にある
- あまり利用しないもしくは全く利用しないと回答した町民は、合わせて約55％で、よく利用するまたはときどき利用すると回答した約38％を上回りました。
 - 今後町民にとって利用したくなる公園にしていくための取組が必要といえます。
 - 利用しないと回答した人に着目し、各性別の年代別にみると、男性では10代20代で「全く利用しない」、女性では10代で「全く利用しない」、60代で「あまり利用しない」と回答した割合が、他と比較して高くなりました。
 - 若い世代と高齢世代の利用につながる取組を考える必要があります。

■公園を利用する町民の中では、旭ヶ丘公園の利用率が最も高い

- 利用すると回答した約38％のなかで、主に利用する公園が「旭ヶ丘公園」と回答した人が約70％で最も多く、次に回答率の多かった「尻別川リバーパーク」約38％を大幅に上回りました。

③ 公園の利用目的

- 公園を利用する目的は「散歩や運動をするため」、利用しない理由は「利用する目的がない」という回答が最も多い
- 利用する目的で最も多かったのは、「散歩や運動をするため」で約59％、次いで「休憩や、リフレッシュするため」の約40％でした。
 - 居住地区別にみると、駅周辺で、「子どもを遊ばせるため」、「市街地「南東地区」」で「散歩や運動をするため」と回答した割合が全体に比べ高くなりました。
 - 利用しない理由で最も多かったのは、「利用する目的がない」で約51％、次いで「特に理由はない」の約22％でした。
 - 利用しない理由から、公園への関心の薄さが伺えます。公園利用率向上のために、利用目的につながる公園の新たな活用を模索することが必要です。
 - 年代別にみると、特に「20代」で「利用する目的がない」、「30代」で「管理状況が悪いから」と回答した割合が全体に比べ高くなりました。
 - 公園数の充実も必要ですが、加えて既存公園内の施設の充実や居心地の良い空間の創出、管理状況の向上などきめ細やかな配慮により、全体的な利用率向上につながる可能性があります。

④ 公園の現状への満足度

- 町内の公園の現状では、遊具などの設備への満足度が特に低い傾向にある
- 緑や芝生などの多さや公園の広さ、自宅から公園までの距離、公園内の清掃や樹木の管理状況、公園内の安全性、利用上のルールについては、全体的に満足度が不満足度よりも高い傾向にあります。
 - 一方で、遊具などの設備については、不満足度が約26％で、満足度の約19％を上回りました。
 - 設備への課題を整理し、改善に向け動くことが求められています。
 - 居住地区別に見ると、「駅周辺以外の市街地「南西地区」」は公園数は少ないものの、「自宅から公園までの距離」と「公園の広さ」、「公園内の清掃や樹木の管理状況」で「満足」と回答した割合が全体に比べ高くなりました。
 - 公園数の見直しに加え、公園の広さや管理状況など既存公園内の質の向上等のニーズに応えていくことが、満足度向上につながる考えられます。

⑤ 公園の役割や機能

- 公園の役割や機能として、子供たちの遊び場が特に重要だと考えられている
- 公園の機能や役割として重要なものとして、最も多く回答されたのが、子どもたちの遊び場で約74％、次いで住民の憩いの場で約50％でした。
 - 今後の公園整備等の際に、子どもたちの遊び場や住民の憩いの場という役割に軸足を置いたうえで、その他の公園の役割や機能をより一層發揮していく取組が必要と考えられます。

⑤ オープンスペース

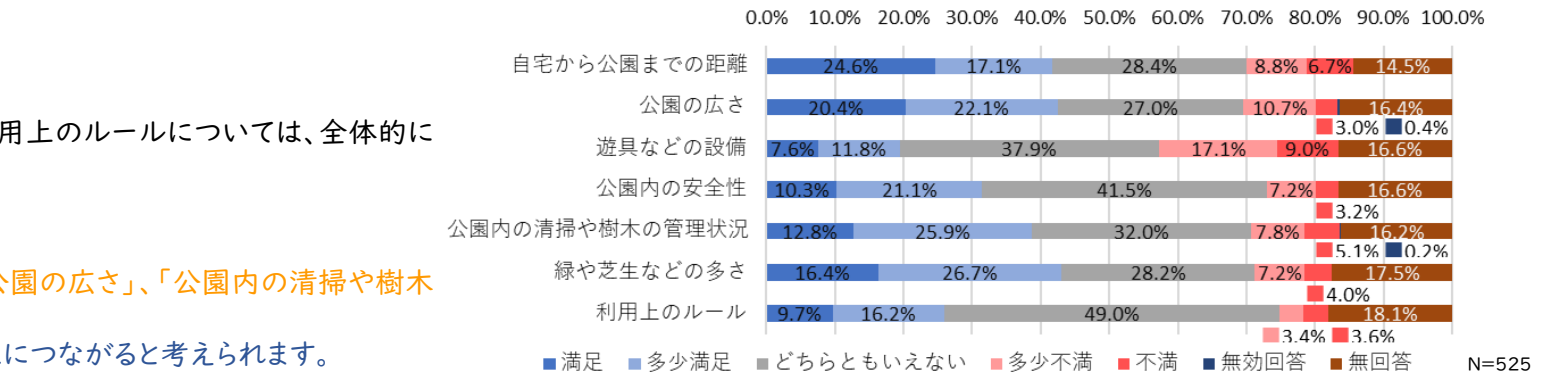
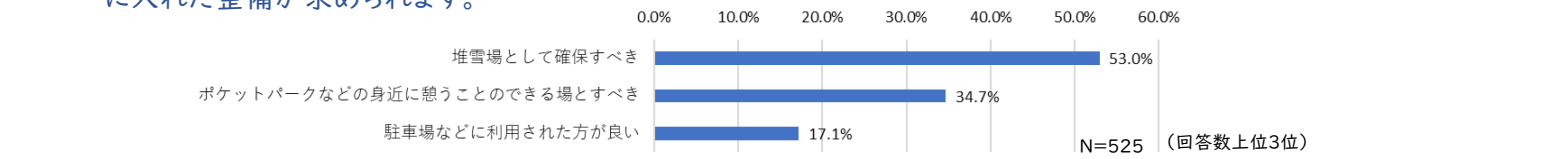
- 居住地付近に空地がある事が多く、堆積場として利用されているケースが高い
- 居住地付近に空地や広場があると回答した人は約70％でした。また、その土地がどのように活用されているかでは、「堆積場として利用されている」が60％と、他の回答と大きく差が出ました。
 - 居住地区別にみると、「市街地「南東地区」」で「ある」と回答した割合が他と比べ高くなりました。
 - 活用のされ方として、堆積場が半数を超えていることから、雪のない時期に、地域住民にとって充実した活用ができるような取組を提案していくなど、より快適な暮らしにつながるよう努める余地があります。
 - また、居住地区別にみると、「駅周辺」で「駐車場として利用されている」、「市街地「南東地区」」で「町内会などの活動に利用されている」と回答した割合が他と比べ高くなりました。

■町内の空地や広場は減少傾向にあると感じている割合が高い

- 回答者が倶知安町に居住し始めた頃とくらべ、空地や広場が減っているもしくは少し減っていると回答した人を合わせると約38％で、増えていると少し減っていると回答した人を合わせた割合を大幅に上回りました。
- 居住年数別にみると、5年未満～9年で「どちらともいえない」と回答した割合が全体に比べ高くなりましたが、地域による差は大きく出ませんでした。
- 空地や広場が減少していると感じている要因として、ここ数年の開発速度の加速による影響も考えられます。

■空地は堆積場として確保すべきと考えている町民が多い

- 空地や広場についての考え方として、「堆積場として確保すべき」が53％で最も多く、次に多かった「ポケットパークなど身近に憩うことのできる場とすべき」の約35％を大きく上回りました。
- 豪雪地帯である倶知安において、堆積場の確保が重要な課題ですが、緑のオープンスペースとしての利活用も考慮に入れた整備が求められます。



2. アンケートからみえる課題

(1) 町民ニーズに対応した公園・緑地の整備と管理、活用に関連する課題

⑥ 自由意見（公園に関する意見） ※意見は要約抜粋

■公園施設に関する意見

No.	分類	件数
	I 公園に関する意見	84
1	公園全般に対する意見 ・子ども達が楽しく遊べる公園の充実に力を注いだ方がよい。 ・町内の公園マップ等、パンフレットの作成にも期待したい。 など	16
2	公園の増設・新たな機能の公園の設置希望 ◇大きな公園がほしい(4件) ・メインとなるような有名な大きな公園がほしい。 など ◇公園の数を増やしてほしい(4件) ・公園や広場は圧倒的に数が足りない。もう少し地域ごとに町民が気軽に利用できる距離にあった方がよい。 など ◇子どもが遊べる公園(3件) ・公園ではボール遊びができず、つまらないと子どもが言っている。小さい子ばかりではなく小中高が遊べる公園があってもいい。 など ◇水遊びできる公園がほしい(3件) ・川の水を利用して遊べる公園があるとよい。 など ◇高齢者が利用できる公園がほしい(2件) ・これから高齢化が進むので、車いすで草花を巡り、知人とお喋りできる場が東西南北に一つずつあり、じゃがりん号で訪れることができればいい。など ◇大人も子どもも楽しめる公園がほしい(1件) ・羊蹄山自然公園のような美しくて、遊具が充実している大人も子どもも楽しめる公園があるとよいと思う。	16
3	公園の整備や維持管理が必要 ・公園の数は多く、足りているが、整備が行き届いていない印象がある。 ・主に利用している公園はしっかり整備されているが、公園によっては草がのび放題になっていたりするので、整備されていれば利用すると思う。など	14
4	公園遊具の増設、整備や維持管理をしてほしい ・子供の遊具が本当に少ない。また、全体的に古く、小さな子供にとって危ない物ばかり。 ・公園の遊具の充実をしてほしい。どの公園も遊ぶものが決まっていて、バリエーションが少ないように感じる。 など	13
5	公園設備の増設、整備や維持管理をしてほしい ・身近に立ち寄れる公園やベンチ等が少ないと思う。年配・子どもの方以外に若い方も気軽に利用できる広場がほしい。 ・キャンプ施設の充実、オートキャンプ場、バンガローなどあるといい。など	14
6	公園トイレ、手洗いの整備が必要 ・水洗化、洗浄便座など、トイレの整備が必要。 ・新型コロナウイルス対策等のため、小さい子供たちが手洗いでき、手洗いしやすい場所を多く設けてほしい。 など	4
7	公園トイレがきれいでありがたい ・公園はもちろん、トイレ等もいつもキレイで助かっている。 ・わんぱく公園、旭ヶ丘、レルヒ公園など、トイレの清掃が行き届いていて、安心して使えるので助かる。ありがとうございます。 など	3
8	公園が寂しい ・時々足を運ぶが、人がいないので、少し寂しい雰囲気がある。 ・とても魅力的な公園とさびしい公園の差が大きい。さびしい公園をもっとどうにかできそう。 など	3
9	公園の緑化が必要 ・花や木は、目・心に安心・やすらぎを与えるので、豊かな緑・花のある公園が多くあるとよい。 ・公園にもう少し緑や花を。 など	3

■自由意見のうち、都市計画区域内の公園に対する意見

【旭ヶ丘公園】

- 旭ヶ丘スキー場のフロートレイルを中止してほしい。公園は一部の人たちのものではなく、広く多様の人たちのものと思う。
- 旭ヶ丘公園はとてもよく整備されていてよい。近くに散策できる山があるのもうれしいので、継続してほしい。
- 旭ヶ丘スキー場がなくなるという噂を聞いた。とても素晴らしい施設だと思うので、残してほしい。
- 旭ヶ丘のカタクリの群生など、季節ごとの素晴らしい景色の発信が足りない気がする。
- 維持管理をするにあたり、できない様なら公園は増やすべきではない。旭ヶ丘の芝桜の例でみると、以前はスキー場にきれいな芝桜の斜面があったと記憶しているが、手が入ることなく荒廃、再度整備をしたものの、失敗した。維持管理できる体制が無ければ公園、緑化は持続できないと思う。
- 何事も計画・実行はよいが、のちの管理・維持の責任をしっかりと決めなければ、老人のボランティアだよりでは続かない。旭ヶ丘公園の芝桜の管理も全町民のお手伝いとか、管理のしやすい花種を考えて長期維持できたら良かったと思う。
- 21時30分まで街灯がついていれば、旭ヶ丘公園に一周1kmくらいのジョギングコースがあるとよい。
- わんぱく公園～旭ヶ丘キャンプ場～倶知安温泉のあたり一帯は、京極吹き出し公園～キャンプ場～京極温泉と同じようなポテンシャルを秘めているが活かされてない。もし新幹線の整備で開発するならば、公園から温泉までの歩道と有料化してでも、広いキャンプ場を望む。
- 旭ヶ丘公園のスポーツ(サッカー場)の散歩で、カラスに頭を突かれるなど、カラスの巣作りや子育て時期は危険を感じたこともあり、公園離れがさらに進んだ。良好な公園とは、見た目の緑だけではなく、安心して利用できる内容の公園だと思う。

【旭ヶ丘公園(わんぱく広場)】

- 幼児向けのローラースライダーの足元から水が湧き出ている、いつも泥まみれの子を見かけ、自由に遊ばせることができず、お母さんに叱られている子もいる。ぜひ今年度中に町で整備してほしい。ターザンロープについてはワイヤーがのびていて、ぶらさがると、子どもでもお尻が地面についてしまう。子どもの目線で、公園を一回りしてほしい。
- 町内には各公園があるが、遊具の差が激しく、たくさんの人が利用するのは数カ所に限られている。「近くの公園には遊具もなく、道路との境もなく…」とわんぱく公園にたくさんの人が集中していた。大きな公園にたくさんの遊具を充実させるのも良いと思うが、子ども達が利用するのも、小さい子どものいる家庭も、利用するのは家の近くの身近な公園。全ての公園を実際に見て回してほしい。利用されない公園は、そこで遊ぶことが難しい。
- わんぱく公園の池の近くのすべり台、降り場付近が常にぬかるんでいる。小さい子向けの遊具で降りてすぐ戻るところですべってころんでしまう為に改善が必要。
- わんぱく広場のローラー滑り台のまわりのぬかるみを改善してほしい。
- わんぱく公園、旭ヶ丘、レルヒ公園など、トイレの清掃が行き届いていて、安心して使えるので助かる。

【あかしや公園】・【さくら公園】

- あかしや公園は年々道具も減り、子ども達のわくわくも減り、利用する子はほんとに少なく、さくら公園は野球場も雑草だらけ、ブランコがそのままあるだけで公園としての機能を果たしていない。子どもたちのわくわくする公園づくりをお願いしたい。避難場所としての公園利用を考えるにしても、広さ、遊具の場所を考えると難しいところが多いと思う。

【尻別川リバーパーク】

- 尻別川リバーパークもとても魅力的な公園だが、黒い大きな犬が放飼いで、危害を与えるとよく聞くので、行きたいけれど行けない。飼い主の方に指導してほしい。
- 桜の木が大通りか、リバーパーク+歩道に沿った桜のラインがあればいい。
- 特にリバーパークの道なりに雑草が茂っている場所がある。スズメバチの巣など作られて危険になる前に刈ってほしい。

【どんぐり公園】

- 年1回無料の苗木配布があるのは、とても良い。
- 水で遊べるのが素晴らしいと思う。
- トイレが、わんぱく公園のトイレのような感じになれば、水遊びの後の着替えなどできてよいと思う。

【さくら公園】

- 広い所はいいが、さくら公園の雨の後のぬかるみと、水はけの悪さは土地のせいかな。
- 公園と問われると、想像すると樹木・遊具・芝生などで楽しめ、リラックスできるものだが、さくら公園には何一つないような状況。単に避難場所としての「土地」というような感じで、定期的な除草で終わっている公園。堆雪場としての活用もあるが、少しばかりの樹木・遊具は充実させてほしい。

【六郷鉄道記念公園】

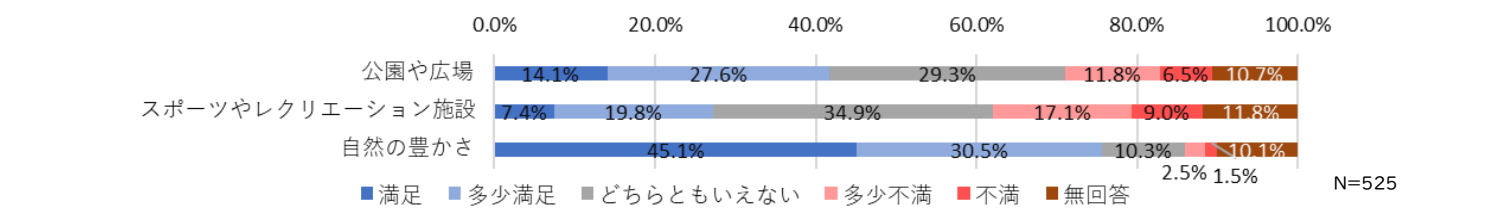
- 付近の空地など樹木や草木の手入れが行き届いておらず、蚊など大量発生している。ぜひ整備をしてもらえると、乳児を連れて出かけやすくなると思う。
- 高齢者も多いので、体が動かせるアスレチックみたいな公園を作れば、子どもや中高生もゲームばかりやらずに外でトレーニングできると思う。鉄道公園は緑が多いけど、ハチが多くて刺され、川が近くにあるから虫も多すぎ、カラスも攻撃してくるため、春～夏まで危なすぎる。管理人がいる公園を作って、皆が仲良くできる空間を作ってもいいと思う。

2. アンケートからみえる課題

(2) 農地や森林の保全と活用

① 自然の豊かさに対する満足度

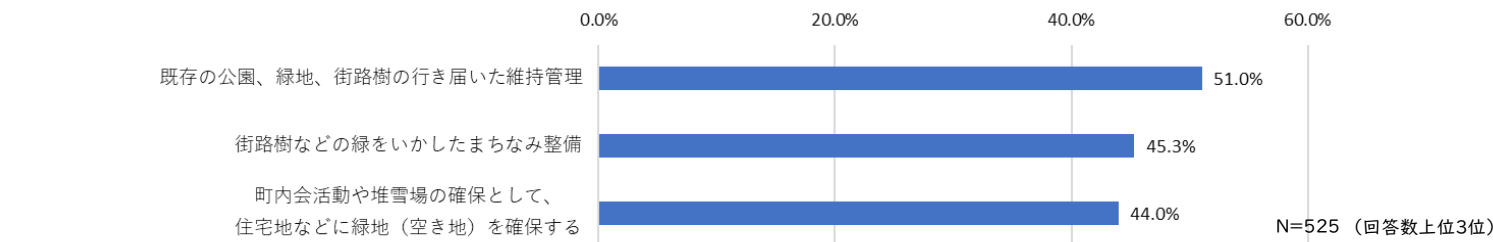
- 身近な生活環境における自然の豊かさに対する満足度は、非常に高い傾向
- 自然の豊かさに対する満足度は、他の身近な生活環境に関する項目（公園や広場、スポーツやレクリエーション施設）と比較しても群を抜いて高く、約75%でした。
 - 自然の豊かさを実感する町民の満足度が維持できるよう、自然環境の保全について、より一層取り組むことが求められます。



(3) 協働の緑づくり活動

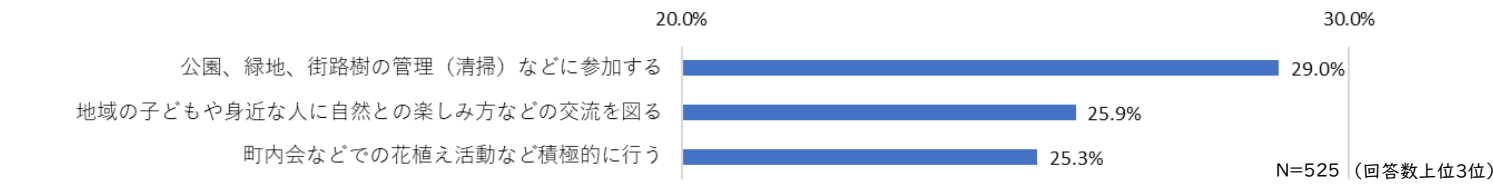
① 倶知安町の取組

- 町の取組として、既存の緑の維持管理が特に求められている
- 緑や公園・広場に対して、必要だと思うまちの取組としては、「既存の公園、緑地、街路樹の行き届いた維持管理」が51%の回答率で最も多く、次いで、「街路樹などの緑をいかしたまちなみ整備」の約45%、「町内会活動や堆雪場の確保として、住宅地などに緑地（空き地）を確保する」の44%でした。
 - 既にある緑を活かした維持管理や整備が強く求められていることから、今後の管理・整備体制の充実に反映していくことが大切です。



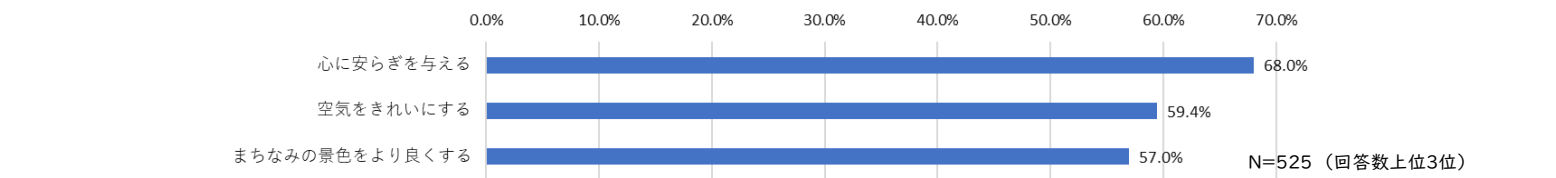
② 町民の取組

- 町民が取組むべきこととして、清掃も含めた緑の管理への参加が多く回答された
- 町民が率先して取り組むべきこととして、「公園、緑地、街路樹の管理（清掃）などに参加する」が29%で最も多く、次いで「地域の子どもや身近な人に自然との楽しみ方などの交流を図る」の約26%、「町内会などでの花植え活動など積極的に行う」の約25%でした。
 - 回答の傾向として、自宅の緑化や寄付活動などの個々で収まる取り組みよりも、町民同士が集うような、みなで推進する取組が上位に挙がっています。今後イベント等の実施時には、この傾向を踏まえ、町の中で緑づくり活動が活発化するようなアプローチにつなげていくことが大切です。



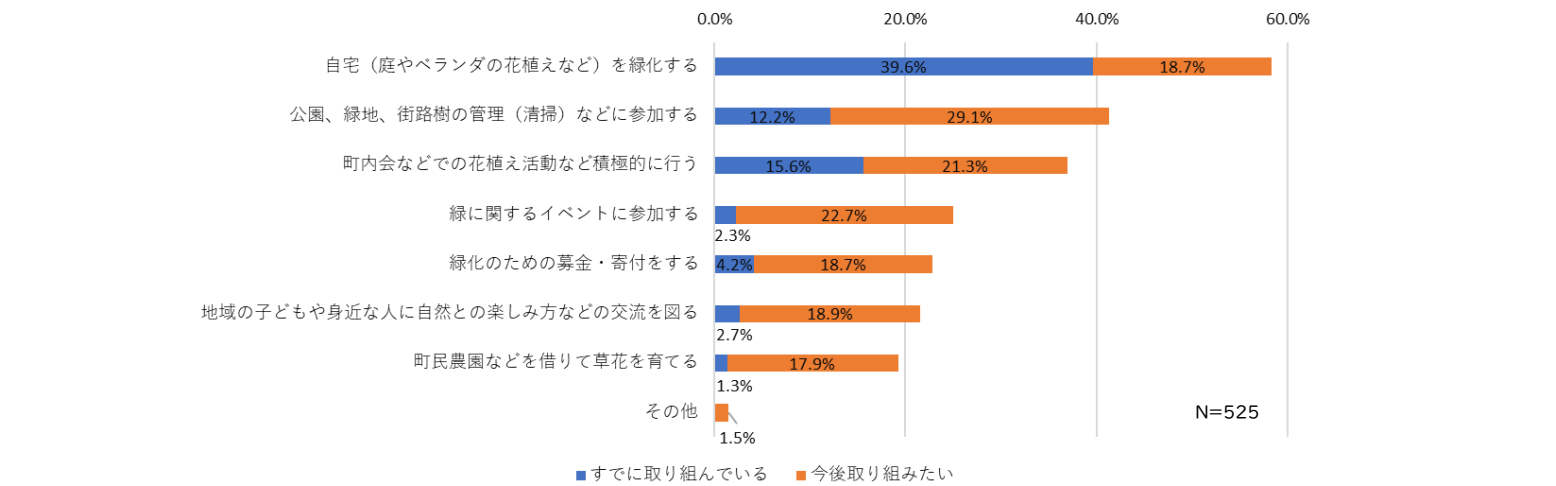
② 緑の役割や機能

- 緑の役割や機能として、心に安らぎを与えることが特に重要だと考えられている
- 緑の役割や機能で重要なものとして、最も多く回答されたのが、心に安らぎを与えることで68%、次いで空気をきれいにすることで約59%でした。
 - 今後、この町民意識を参考に、地域資源としての緑の保全・活用を考えていく必要があります。



③ 回答者がすでにしている取組／今後取り組みたい取組

- 回答者が既にしている取組では、自宅を緑化が多い傾向
- 倶知安町の緑や公園、広場のために、回答者がすでに取組んでいることとして、「自宅（庭やベランダの花植えなど）を緑化する」が約40%最も多く、次いで「町内会などでの花植え活動など積極的に行う」の約16%でした。
 - 反対に、町民農園などを借りた草花の育成、緑化に関するイベントへの参加や、地域の子どもや身近な人に自然との楽しみ方などの交流を図るといった取組は、ほとんどされていないことがわかりました。これから町でイベントを企画する際の参考にする必要があります。
- 回答者が今後取り組みたいこととして、緑の管理などへの参加について興味を持っている傾向
- 倶知安町の緑や公園、広場のために、回答者が今後取り組みたいこととして、「公園、緑地、街路樹の管理（清掃）などに参加する」が約29%最も多く、次いで「緑に関するイベントに参加する」で約23%でした。
 - 緑の管理活動への参加については、町民が取り組むべき活動でも上位に挙がり、現在まだ参加はしていないものの、参加への興味はあることが伺えます。現在参加していないことも踏まえ、意欲をそのまま参加へつなげられるよう、アプローチや手法を見直す必要があります。

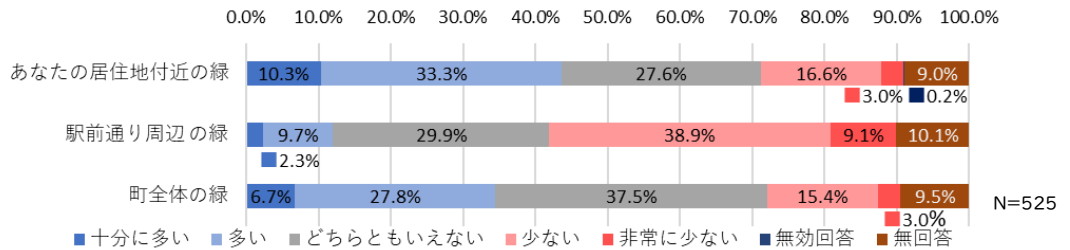


2. アンケートからみえる課題

(4) 緑地量

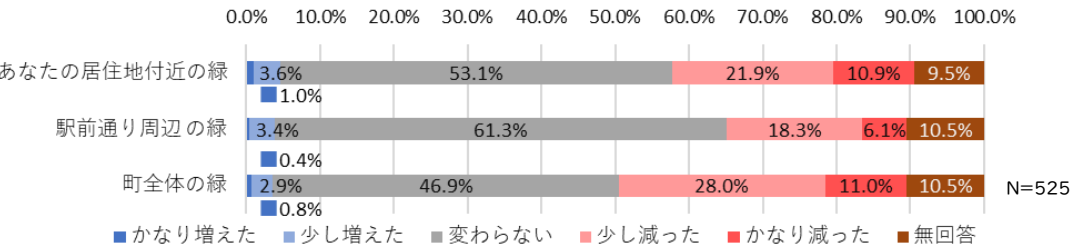
① 緑の多さについて

- 居住地付近と町全体の緑の量が多いと感じている町民が比較的居るのに対し、駅前通り周辺の緑の量は少ないと感じている傾向がある
- 「あなたの居住地付近の緑」の印象は、「十分に多い」、「多い」合せて約44％、次いで、「どちらともいえない」の約28％でした。
 - また、「町全体の緑」の印象は、「どちらともいえない」が約38％で最も多いものの、「十分に多い」、「多い」合わせた割合も約35％で、この2つの場所については、緑の量が多いと感じている町民が比較的居る傾向が読み取れます。
 - しかし、「駅前通り周辺の緑」の印象は、「少ない」と「非常に少ない」合わせて約48％で最も多く、次いで「どちらともいえない」の約30％、「十分に多い」、「多い」を合わせた割合に至っては12％で、駅前の緑の量への印象をどのように変えていけるかが今後の課題です。



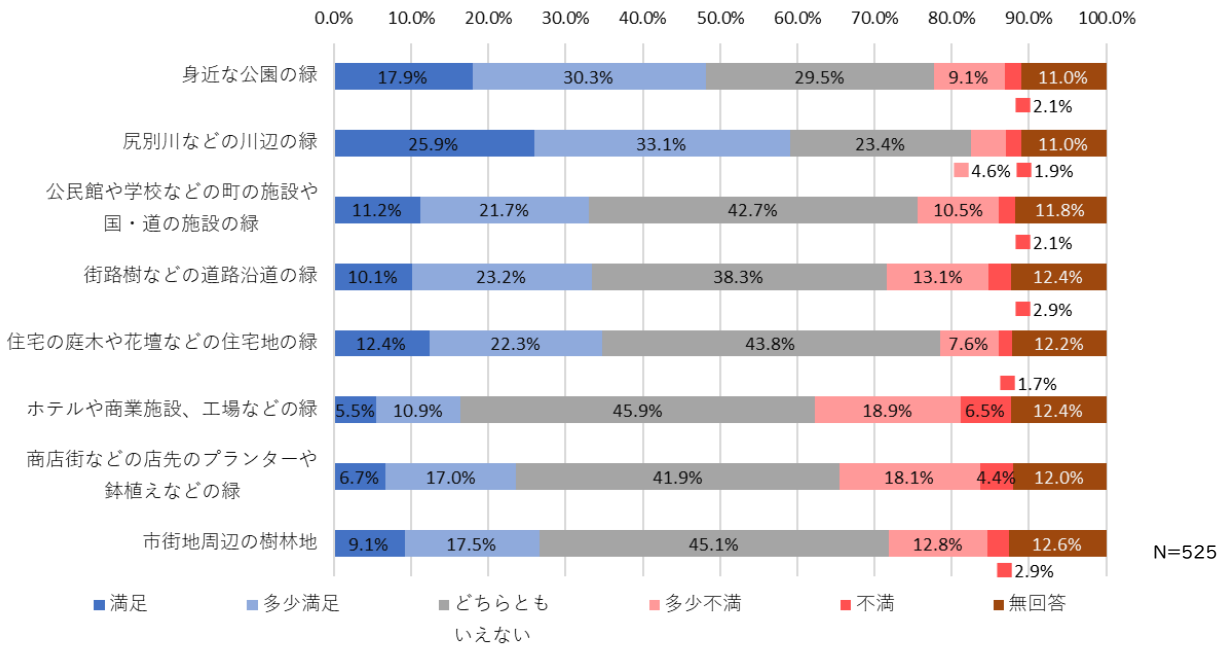
② 緑の量の変化

- 倶知安町に住み始めてから、町の緑の量は変わっていないと感じている町民が半数を超える
- 「あなたの居住地付近の緑」、「駅前通り周辺の緑」、「町全体の緑」に対して、3つの項目共通で「変わらない」と回答した人が約50％～60％で最も多く、次いで「少し減った」、「かなり減った」と回答した人が約25％～40％です。
 - 「かなり増えた」、「少し増えた」と回答した人はどの項目においても最も少なく、5％を下回っていることから、今後の緑の量のコントロールをどのような方向性をもって進めていくか、検討が必要です。



③ 緑の量

- 公園などの施設の緑の量についての満足度では、川辺や身近な公園の緑の量への満足度は高い一方で、民間施設・緑の量への満足度は低い
- 「尻別川などの川辺の緑」、「身近な公園の緑」は、満足度が50％前後で、不満足度を大幅に上回りました。
 - 「町の施設や国・北海道の施設の緑」、「街路樹など道路沿道の緑」、「住宅地の緑」、「店先のプランターや鉢植えなどの緑」、「市街地周辺の樹林地」に関してはどの項目も「どちらともいえない」が最も多い回答で、不満足度が満足度を上回ってはいるものの、大きな差があるわけではなく拮抗している項目も見受けられます。
 - その中で、「ホテルや商業施設、工場などの緑」は、「どちらともいえない」が最も多い回答ですが、不満を感じている割合の約25％が、満足している割合の約16％を、上回る結果となりました。今後、より魅力的な町の緑を育てていくため、協働の緑づくりにむけた民間施設への働きかけが鍵となっています。
 - 居住地区別にみると、「駅前周辺以外の市街地「南西地区」と「市街地「南東地区」」では、「尻別川などの川辺の緑」「満足」と回答した割合が他と比べ高くなりました。
 - 「駅前周辺」では「尻別川などの川辺の緑」、「街路樹などの店柵のプランターや鉢植えなどの緑」、「商店街などの店先のプランターや鉢植えなどの緑」について「多少満足」と回答した割合が他と比べ高くなりました。



④ 緑の量を増やすべき場所

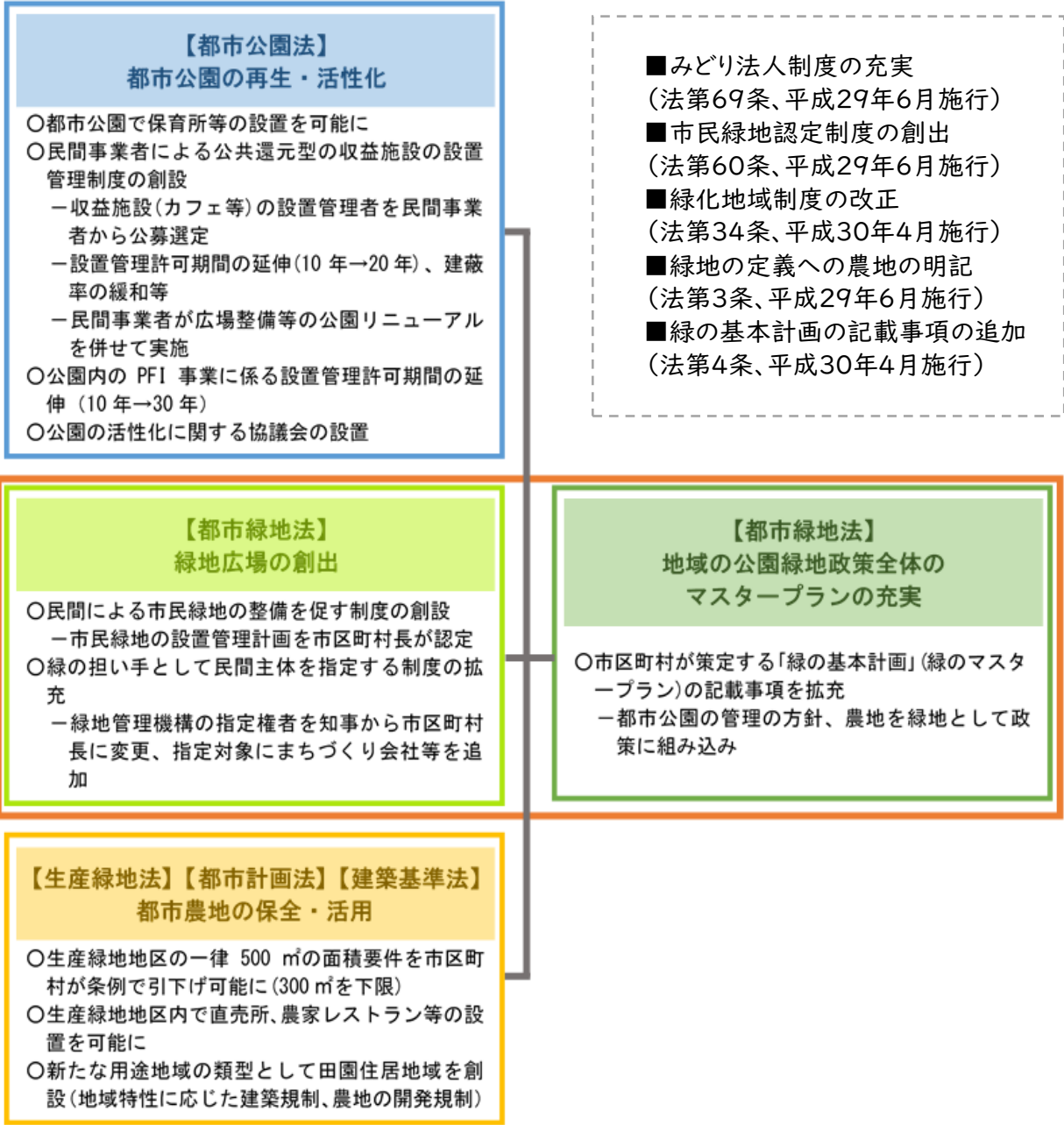
- 倶知安町内で緑の量を積極的に増やすべきと思う場所として、約3割の町民が町の施設や国・道の施設で、緑を積極的に増やすべきと回答
- 緑を積極的に増やすべきだと思う場所として、「公民館や学校などの町の施設や国・道の施設の緑」と回答した人が最も多く、次いで、「街路樹などの道路沿道の緑」、「身近な公園の緑」でした。
 - 行政施設の緑の量を増やすべきという意見は、今後町が緑化を進めていくうえで重くとらえる必要があり、街路樹を含め、町の緑の充実を積極的に進めていくことが求められています。



3. 緑の機能・役割の新たな視点

(1) 都市緑地法等の法改正による新たな制度

- ・民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、平成29年に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布された。



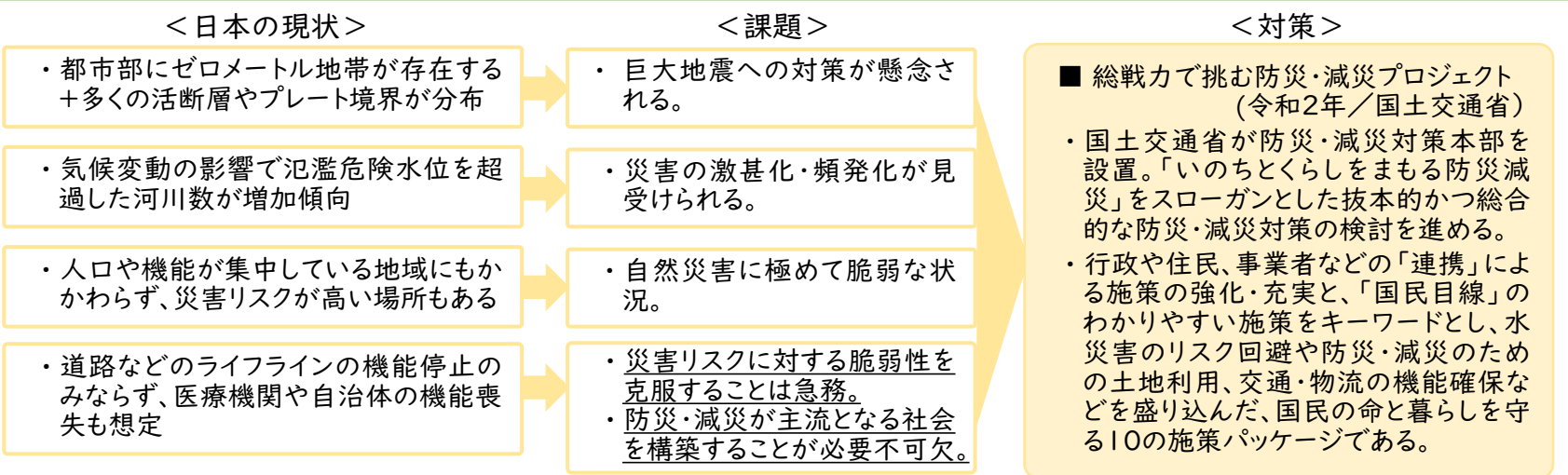
都市緑地法等の一部を改正する法律
引用：国土交通省 都市局公園緑地・景観課 緑地環境室「都市緑地法改正のポイント」

■みどり法人制度の充実
(法第69条、平成29年6月施行)
■市民緑地認定制度の創出
(法第60条、平成29年6月施行)
■緑化地域制度の改正
(法第34条、平成30年4月施行)
■緑地の定義への農地の明記
(法第3条、平成29年6月施行)
■緑の基本計画の記載事項の追加
(法第4条、平成30年4月施行)

**【都市緑地法】
地域の公園緑地政策全体の
マスタープランの充実**

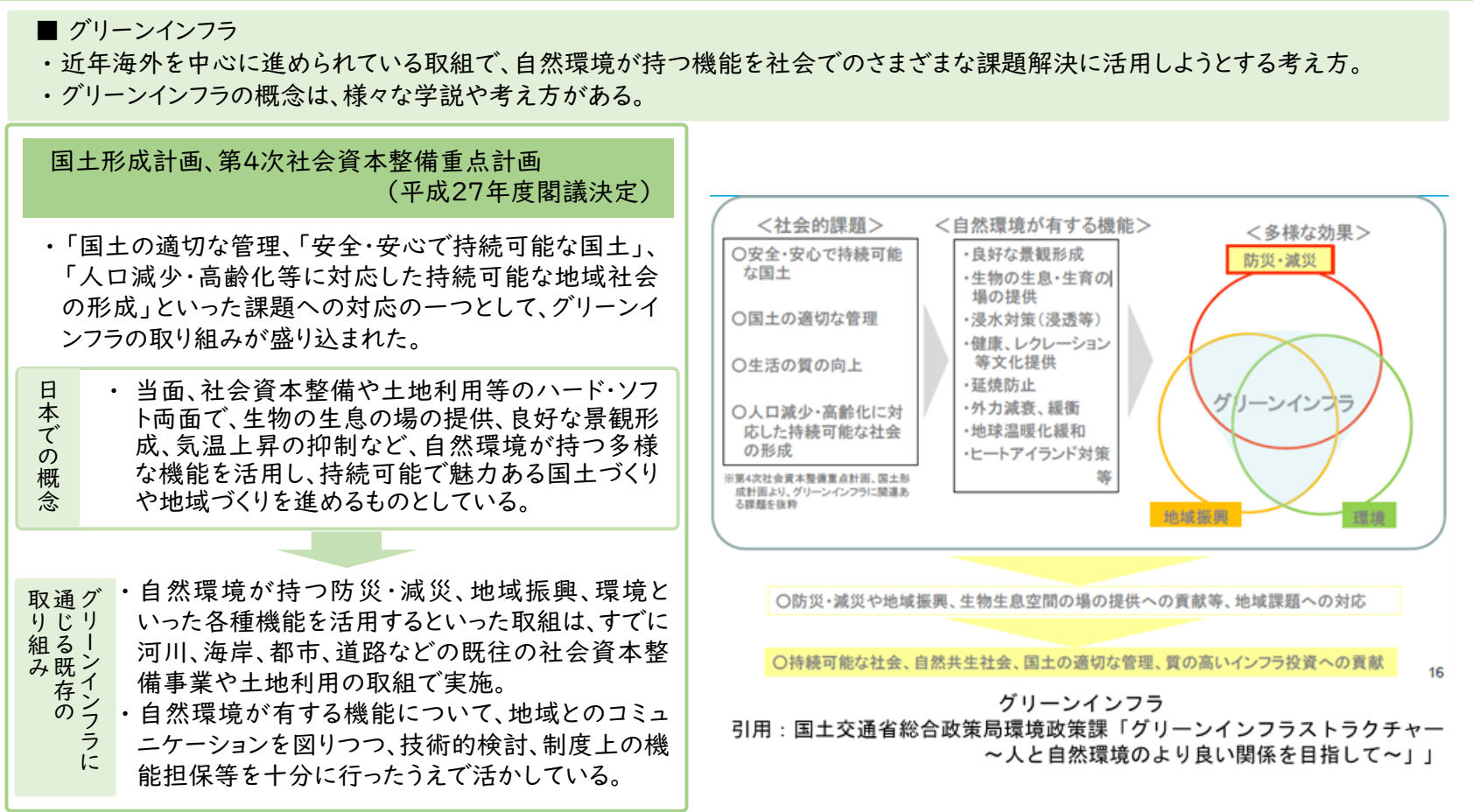
- 市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充
 - ー都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

(2) 防災・減災機能の重要性



国土省「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」パンフレットを基に作成

(3) グリーンインフラの取り組みの推進



4. 倶知安町の緑に関する方向性

(1) 緑に関する方向性を示すキーワード

